

平成24年3月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

平成24年3月中川村議会定例会議事日程(1)

平成24年3月5日(月) 午前9時00分 開会

出席議員(10名)

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第1号	中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第2号	中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第3号	中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第4号	中川村高齢者等支え合い拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第5号	中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第6号	中川村地場センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第7号	中川村消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第8号	中川村公営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第9号	中川村奨学基金条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第10号	中川村過疎地域自立促進計画の変更について
日程第14	議案第11号	中田島地区高齢者等支え合い拠点施設等の指定管理者の指定について
日程第15	議案第12号	村道路線の認定について
日程第16	議案第13号	村道路線の変更について
日程第17	議案第14号	平成23年度中川村一般会計補正予算(第6号)
日程第18	議案第15号	平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第19	議案第16号	平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第20	議案第17号	平成23年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第21	議案第18号	平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第22	議案第19号	平成23年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)
日程第23	議案第20号	平成24年度中川村一般会計予算
日程第24	議案第21号	平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第25	議案第22号	平成24年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第26	議案第23号	平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第24号	平成24年度中川村公共下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第25号	平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
日程第29	議案第26号	平成24年度中川村水道事業会計予算

1番	中塚 礼次郎
2番	高橋 昭夫
3番	藤川 稔
4番	山崎 啓造
5番	村田 豊
6番	大原 孝芳
7番	湯澤 賢一
8番	柳生 仁
9番	竹沢 久美子
10番	松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	住民税務課長	北島 眞
保健福祉課長	玉垣 章司	振興課長	福島 喜弘
建設水道課長	鈴木 勝	教育次長	座光寺 悟司
代表監査委員	鈴木 信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中平 千賀夫
書記	松村 順子

# 平成24年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成24年3月5日 午前9時00分 開会

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)

　ご参集ご苦労さまでございます。

　ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年3月中川村議会定例会を開会いたします。

　これより本日の会議を開きます。

　本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

　ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 　平成24年3月中川村定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多用の中、全員、定刻にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

　　昨年のことを思い返しますと、ちょうどこの3月定例議会中に東日本大震災が発生し、長い揺れの後、村長室のテレビで見た特に津波の猛威には、我が目を疑いました。被害に遭われた皆さんに向けて、早速多くの村民から救援物資の提供や義捐金が寄せられ、大変ありがたく、心温まる思いがいたしました。あと数日で一年がたちますけれども、復興はなかなかはかどらず、被災した皆さんは今も長く続く不自由な生活を強いられています。

　　特に、東京電力福島第一原発による放射能災害は、飯舘村を初めとして、先祖代々、人々が血と汗で築き上げてきたふるさとの産業も文化も歴史もすべてを断ち切ってしまいました。その汚染は、半減期からすれば人間にとって無限とも言える期間にわたります。除染の模索もされていますが、何をしても時間の経過以外に放射能を減らす方法がない以上、除染は放射性物質の移動でしかなく、下手をすれば、放射性物質の拡散や被曝を助長する結果ともなりかねません。

　　今回の原発災害は、原子力発電が、原発労働者、そして広い範囲の周辺住民、そして核廃棄物を引き継がされていく遠い未来の人々にまで被曝の危険を押しつけ、その上で成り立つものであることを明らかにしました。それらの人々や生態系を放射能の危険にさらしてまで我々の目先の利便性や利潤を追求していいものか、切迫した問いを突きつけられています。

　　こんな中、中川村議会は、数度にわたり原発に関して問題意識の高い決議をなされました。中川村民として誇りに思うところであります。今後とも、村民皆で、この問題は深く掘り下げて考えていかねばならないと思います。

　　さて、毎年3月の定例会は、次年度一年間の予算と方向をお諮りいただく重要な議会でありますけれども、特に今年は、村を取り巻く環境が全く先行きの読めない、心配事ばかりの状況であり、例年に増して意味の重い3月議会だと感じます。

　　ギリシャを初めとするヨーロッパの財政問題は、利害の渦巻く中、綱渡りで何とか打開を模索しているようなありさまですし、日本が本当にT P Pにのめり込んで行けば、農業のみならず暮らしの様々な局面で制度変更を強いられることになり、特に中川村のような中山間地の農山村はどうになってしまうのか、非常に心配です。

　　また、消費税増税も財布のひもをさらにかたく締めさせることになり、景気動向に決定的な冷や水を浴びせることになるでしょう。

　　目先の財政健全化よりも、国民が将来に不安を感じることなく今の暮らしを充実させようと思えるように、福祉制度をしっかりと高め、まずは購買力を生き返らせることが閉塞状況を脱却する道ではないかと思えます。

　　このような予断を許さない環境ではありますが、どのような嵐の海でも、私たち小さな中川村は、漕ぎ進んでいかねばなりません。

　　来年度予算については、改めてご説明いたしますので、今はその内容に触れませんが、現状の状況をかながみ、村政の方向をしっかりとご検討いただきますようお願い申し上げます。

　　本定例会に提案申し上げる案件は、お手元に配付のとおり、中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定、以下、条例案件が9件、中川村過疎地域自立促進計画の変更、中田島地区高齢者等支えあい拠点施設等の指定管理者の指定、村道路線の認定、変更、そして平成23年度一般会計補正予算など補正予算が6件、平成24年度予算が7件、合計で26件であります。

　　また、最終日には、財産の取得についてなど3件の追加上程を予定しております。

　　何とぞ十分にご審議、ご議論をいただきますようお願い申し上げ、定例議会開会のごあいさつといたします。

　　よろしく願いいたします。

○議長 　日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

　　本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、5番 村田豊議員及び6番 大原孝芳議員を指名いたします。

　　日程第2 会期の決定のついてを議題といたします。

　　本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

　　この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 　過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

　　まず会期ですが、皆さんのお手元に定例会の予定表が配布されておりますが、本日、3月5日から23日までの19日間とするものです。

　　次に日程ですが、本日は、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第6号から議案第9号までの条例案件及び議案第10号から議案第13号までの一般案件並びに議案第14号から議案第19号までの各会計補正予算につきましては、それぞれ上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いし、議案第2号及び議案第5号の条例案件につきましては上程と提案理由の説明のみをお願いいたします。

続いて、議案第 20 号から議案第 26 号までの平成 24 年度の各会計予算につきましては、上程、説明及び質疑をお願いします。

なお、平成 24 年度の各会計予算の内容に関する質疑につきましては、本日の質疑の中でお願いします。

また、議案第 20 号から議案第 26 号までの平成 24 年度の各会計予算につきましては、質疑の後、議会先例により委員会付託といたします。

6 日 7 日及び 12 日は議案調査とします。

8 日 9 日は委員会日程としますので、陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

13 日及び 14 日は、午前 9 時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

質問者の人数の割り振り等につきましては、6 日の通告締め切りを待って決定し、当日の日程でお知らせします。

なお、14 日の一般質問終了後に議会全員協議会を行います。

引き続き 15 日 16 日 19 日 21 日は委員会日程としますので、付託案件の委員会審査をお願いします。

22 日は議案調査とします。

最終日の 23 日は、午後 1 時 30 分から本会議をお願いし、議案第 2 号及び議案第 5 号の質疑、討論、採決を行い、次に、平成 24 年度の各会計予算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

引き続き、陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上、今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 23 日までの 19 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 23 日までの 19 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る 12 月定例会において可決された環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加に向けた協議の中止を求める意見書、「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情につきましては、議会会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 1 号 中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第 1 号 中川村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案をさせていただきます。

提案につきましては、職員定数の見直しを行うために本案を提出するものでございます。

関係する条例は、例規集の第 1 巻の 502 ページのほうにありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

まず、この条例は、中川村職員のうち特別職の職員を除く一般職の職員の定数を定めているものでございます。

第 1 条中に「常勤、常時勤務する地方公務員（副村長、教育長及び 2 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者を除く）」とありますが、ここで定義をいたします地方公務員につきましては、1 つ、常時勤務する職員のうち一般職の職員であること、2 点目に、除外する職員は教育委員会の義務部局の職員の長である教育長、それから疾病等により休職とした職員、そして、ほか他市町村等から派遣をされてきた職員というふうに定義をするために条文の変更を行います。

第 2 条では、村長、議会、選挙管理委員会、農業委員会及び教育委員会の義務部局の職員定数を定めていますけれども、まず、農業委員会事務部局の職員は 2 人を村長の事務部局の職員が兼務をしておりますことから、「1 人」を「2 人（兼任）」というふうに変更すること、そして、教育委員会の義務部局の職員を「15 人」としておりますけれども、現状の職員数 8 人から見て過大であるということから「10 人」に改めるという改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

○3 番（藤川 稔） ただいま総務課長からご説明をいただきました。

ちょっと 3 点についてお伺いをいたします。

この定数条例の改正前の定数につきましては、105 人と、私、今、認識しております。それに基づきますと、今回の改正はマイナス 20 名の 85 となるということですのでよろしいかどうかということが 1 点。

具体的にわかればで結構でございますが、議会、総務、税務、民生、衛生、それぞれ部局の区分があるんですけれども、主に、この減員、いわゆるマイナスになったそ

それぞれの職場といえますか、行政の区分の中で、その点が一番減員になってきているかということ、これは、おわかりになれば結構でございます。

3点目でございますけれども、この定数の見直しに伴って、近年、一般職に属する職員の削減も徐々に進んできておりますけれども、このことが適正ととらえていいのか、あるいは行政事務の需要に対しての職員の負担増が発生しているのか、また、行政運営や行政機能に支障が出ていないのかという点についてお伺いをいたしたいと思います。

○総務課長 まず、最初のご質問ですけれど、今回の改正前の定員が105人であったという理解でよろしいかどうかということかと思いますが、ちょっと、これについて確認をさせていただきますので、すみません、まず、これは確認をしてお答えをさせていただきたいということ。

それから、2点目のそれぞれの部局の人数、どの点が減員になっているかということでございますけれども、これについては、すぐは、ちょっとお答えできませんので、あわせて、すみませんけれども、調べていきたいと思っております。

それから、見直しに伴う適正な人員としての考え方でございますけれども、現在のところは、実は集中改革プランという計画、平成21年まで計画を持っている中で定員管理を定めております。既に改革プランの年度は終わっておりますけれども、この中では平成23年の段階では85人というふうに規定をしているところでございますけれども、現在のところは、この人数を、もう下回ってきているということでございますので、この人数自体が適正かどうかということにつきましては、事務等の見直しを毎年やっておりますので、これの中で計画よりも下がっているということは事実でありますし、これによる給与等の人件費の削減という点では計画をクリアをしているわけでございますけれども、仕事が果たしてうまく進んでいるかどうかということにつきましては、事務改善の委員会等で検証をしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長 3番議員、いいですか。

○3番 (藤川 稔) はい。

○議長 ほかに質疑、討論ありますか。

○9番 (竹沢久美子) 私は、集中プランでの定員管理を下回っているということですが、実態を見ましても、係や、それから係の統合や退職者の不補充、そうした実態の中で、実際に業務への影響が出ていないのかどうかきちんと検証しなければいけないと思っております。

それと、もう1点、労組とのこの定員についての話し合いができていますかどうか確認したいと思います。

○副村長 今回の定員を削減しましても、集中改革プランでは既にそれを下回っている人員の実態になっておまして、通常の業務の中で職員は対応してくれているものというふうに思います。

また、定員の関係を労働組合との話ですけど、労働組合との、特別、協議をしなけ

ればならない項目ではないということですが、組合との交渉の中で、このことについては、話は伝えてございます。

○9番 (竹沢久美子) そうすれば、現在の定員で業務は速やかに遂行されているという判断でよろしいということでしょうか。

○副村長 最近、業務が多様化してきていることは事実でありますけれども、定員以下の現在の人員の中でこなしていただいているということですし、また、必要などころについては臨時の方をお願いしながら業務に当たっているということでございますので、大きな支障はないかというふうに思っております。

○議長 ほかに質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第2号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

例規集は第1巻の721ページになりますので、お願いいたします。

提案理由でございますが、特別職の職員等の給料について特例を定めるため本案を提出するというものでございます。

まず、附則第7項に見出しがつけられておりますけれども、第2項の中で給料の特例に関する特例の見出しということで、第2項以下の附則各項の説明を行っておりますので、これを削りまして、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例に特例を定めるもので、附則に1項を加えるものでございます。

平成24年6月から平成25年5月までの間、第2条第1項の規定、条例本則に定める給料月額でございますが、これにかかわらず「同項の規定による給料の月額から村長にあっては100分の20、副村長にあっては100分の7、教育長にあっては100分の5に相当する額をそれぞれ減じて得た額とする。」というものを加えるものでありまして、村長の任期期限であります平成25年5月までの期間を定めた改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年6月1日から施行するというものでございます。

○議長 長 なお、この条例の改正につきまして、後日、場所を改めさせていただいて説明をいたします。

以上で提案説明とさせていただきます。

○事務局長 説明を終わりました。

○議長 長 ただいま上程されました議案第2号につきましては、それぞれにおいて議案調査をしていただき、最終日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承ください。

○住民税務課長 日程第6 議案第3号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

朗読

提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第3号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由でありますけれども、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法等の一部改正等に伴い本案を提出するというものでございます。

資料として2ページ3ページの条例案の次に資料を3つ用意をさせていただきましたので、その資料に基づいて説明をします。

4ページをごらんをください。

資料1でございまして、今回の改正は、今年の12月の179臨時国会におきまして成立をいたしました2つの地方税法の関係法の概要でございます。

これにつきましては、今年の税制改正の積み残しということでもあります。

左側をごらんをください。

左側は、社会経済の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の概要でございますけれども、1の個人住民税関係でありましては、退職所得にかかる個人住民税の10%税額控除を廃止というものであります。

2の納税環境整備につきましては、3項目ほどございまして、今回の村の村条例改正には波及をしませんので省略をさせていただきます。

3番のその他でありますけれども、法人実行税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の同減収を調整するために都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲をするというものでございまして、1,000本につきまして644円が県税を減額して、その分、村税が増額というような改正でございます。

次に右側であります。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の概要でございます。

この法律につきましては、1番の趣旨にございまして、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づきまして平成

23年から平成27年までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うというものでございます。

税制上の措置の内容につきましては、平成26年から平成35年までの10年間ににつきまして個人住民税の均等割の税率を引き上げるといふものでありまして、個人住民税の均等割を、県民税が500円、村民税が500円、合計1,000円を引き上げを行うというものでございます。

以上が法律の改正の概要でございます。

具体的な税条例の改正につきましては、その次の資料に、5ページをごらんをいただきたいと思っております。

資料3以降に新旧対照表もございまして、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

最初に社会経済の構造の変化に対応した暫定措置法に関する法律の部分でありますけれども、第95条がたばこ税の税率の改正でありまして、1,000本につき644円増額ということで、現行4,618円が5,262円、施行期日は平成25年の4月1日でございます。

続きまして、附則第9条で村民税の分離課税に係る所得割の額の特例を定めておりますけれども、この項目を削除をするということでありまして、平成19年1月1日から実施をしていた10分の1の税額控除を廃止というものであります。

これは、施行期日が平成25年の1月1日であります。

続きまして附則の第16条の2第1項でありますけれども、たばこ税の税率の特例ということでありまして、95条では通常のたばこ税の税率ということでもありますけれども、この条項については、旧3級品のたばこにつきまして1,000本につき305円の増ということでありまして、現行2,190円が2,495円ということでありまして、来年の4月1日の施行ということであります。

続きまして、東日本からの復興に関して地方公共団体と実施するための臨時特例に関する法律の概要に関する部分でありますけれども、附則の第22条でありますけれども、第1項につきましては、この条項につきましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の条項でありますけれども、第1項については、語句の修正と追加ということでありまして、具体的には、その改正後というところに書いたとおりであります。

第2項については削除。

第3項については、第2項を削除したので条項の繰り上げと語句の修正であります。

第4項は削除。

第5項は第4項を削除しましたので条項の繰り上げというものであります。

一番下、附則の第24条第1項でありますけれども、個人住民税の税率の特例でありますけれども、個人の住民税に、平成26年から平成35年までの間、均等割を500円を加算をするというものでありまして、新設の条例であります。現行、年額3,000円の均等割が500円プラスということで3,500円ということになります。

○議 長 なお、参考として一番下に書いてありますけれども、県民税についても同様に 500 円を加算をされるということで、現行 1,000 円が 500 円プラスをして 1,500 円ということでもあります。

○議 長 なお、県民税につきましては、長野県森林づくり県民税というものが 500 円、現行は加算をされておりまして、現在の予定だと 24 年度までということでもありますけれども、今後については未定であります。

○議 長 以上、税条例の説明をさせていただきました。  
よろしくご審議のほど、お願いをいたします。  
説明を終わりました。  
これより質疑、討論を行います。  
質疑、討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑、討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」  
全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 7 議案第 4 号 中川村高齢者等支え合い拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題といたします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読  
○議 長 提案理由の説明を求めます。  
○保健福祉課長 提案理由でありますけれども、中田島会館を廃止し、中田島地区高齢者等支え合い拠点施設として設置をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により本案を提出するものであります。  
例規集につきましては、第 2 巻 303 ページであります。  
平成 23 年度の地域介護福祉空間整備等交付金事業によりまして中田島地区に高齢者等支え合い拠点施設を建設中でありまして、この 3 月で完成予定であります。  
つきましては、第 2 条の表中で小平地区高齢者等支え合い拠点施設の次に中田島地区高齢者等支え合い拠点施設、片桐 1602 番地を追加するものであります。

○議 長 附則としまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものであります。  
なお、中川村地域集会所施設条例に載せてあります中田島会館につきましては削除をします。  
よろしくご審議のほどを、お願い申し上げます。  
説明を終わりました。  
これより質疑、討論を行います。  
質疑、討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑、討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 「賛成者挙手」  
全員賛成です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 8 議案第 5 号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題といたします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読  
○議 長 提案理由の説明を求めます。  
○保健福祉課長 提案理由でありますけれども、第 5 期介護保険事業年度であります平成 24 年度から平成 26 年度の 3 カ年の第 1 号被保険者の介護保険料を改定するため本案を提出するものであります。  
具体的には、介護保険料基準年額を現行の 5 万 1,360 円から 5 万 9,280 円に 7,920 円、率にしまして 15.4%引き上げることと、徴収段階を現行の 7 段階から 9 段階に改正するものであります。  
本議案につきましては、平成 24 年度中川村介護保険事業特別会計予算とも関連をしております。  
後日、席を改めて詳しく説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。  
ただいま上程されました議案第 5 号につきましては、それぞれにおいて議案調査をしていただき、最終日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承ください。  
日程第 9 議案第 6 号 中川村地場センター条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題といたします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読  
○議 長 提案理由の説明を求めます。  
○振興課長 それでは、提案理由ですけれども、中川村地場センターの使用料を見直すため本案を提出するものでございます。  
内容ですけれども、従来、売上額の 3%を使用料として徴収をしていたわけなんですけれども、これにつきましては、当初、この地場センターができたときに、森林組合がその中に入っておりました。その森林組合のほうへは、営業として入っていただくとともに、地場センターの管理をしていただいていたということで、売り上げの 3%というふうにしていただいていたわけですが、現在は森林組合が引き上げてまして、一般の物販、あるいは一般の企画によります展示、そういったことに利用されておりますので、今までの営業行為にかかわるものという区分から、新たに 3 区分にすると

ともに使用料の規定を変更させていただいたものであります。

なお、この条例につきましては平成 24 年 4 月 1 日から施行するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 7 号 中川村消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第 7 号 中川村消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について提案し、説明をさせていただきます。

例規集でございますが、第 2 巻の 1, 721 ページのほうに記載をされておりますので、お願いをしたいと思います。

提案理由はですね、障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、非常勤の消防団員が傷病補償年金または障害補償年金を支給を受ける期間、これは月単位なんですけれども、これの算定を除外となる期間を定めるために、障害者自立支援法に規定をしております障害者支援施設に入所している期間、これを算定除外の期間とするために本案を提出するものでございます。

障害者自立支援法では、障害者支援施設について法の第 5 条第 13 項でこれを規定しておりますけれども、平成 24 年 4 月 1 日施行の改正法では、第 5 条第 12 項に規定が整理され、直されます。したがって、これを引用するものを直すということでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 8 号 中川村公営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第 8 号 中川村公営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正し、あわせて条項、字句等の整理を行うため本案を提出するものでございます。

まず、お手元の資料といえますか、条例の制定の中に説明をしております資料がついてございますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

最初に、第 1 条では、中川村公営住宅管理条例の一部改正を行います。

関係する条例は、第 2 巻の 1, 301 ページに記載をされておりますので、お願いをいたします。

公営住宅法の第 23 条では、公営住宅の入居者の要件として同居または同居しようとする親族がいることということを経済条件にしております。ただし、高齢者、身体障害者等の方については、この限りではなく、その場合、入居の条件として収入の上限を定めております。

公営住宅法の規定を受けまして、中川村公営住宅管理条例第 6 条で入居者の条件を規定をしておりますけれども、平成 24 年 4 月 1 日付で公営住宅法第 23 条が改正、施行されます。

内容については、入居者が身体、精神の状況、世帯構成等から居住の安定を図る必要がある場合については、入居の際の判定する収入は政令で定める金額以下で条例で定めること、それ以外の者を入居させる場合には、低所得者の居住の安定を図るためとして政令で定める金額を参酌をして条例で規定するというように改正をされるところでございます。

入居の際には、収入を条件で条例で決めるようになっていることを受けまして条例改正を行うものでございます。

まず、入居者または同居者が障害者基本法の定める身体障害者または精神障害者等の等級に該当する場合は、公営住宅法施行令第 6 条第 1 項に定める収入金額 25 万 9, 000 円とする。

2 つとしまして、入居者が激甚災害等の被災者住宅確保として村長が借り上げる場合等については、施行令第 6 条第 2 項で 15 万 8, 000 円としていることを受けまして、



条例で同額を定めます。

それ以外の者が入居する場合は、施行令第6条第2項の金額とするという改正を行うために中川村公営住宅管理条例第6条第2号、ア、イ、ウの記述を改正するものでございます。

以上の改正を行うとともに、公営住宅に入居できる者につきましては、同居の親族等がいることを必要としておりますけれども、この限りでない者として、60歳以上の者、以下、配偶者から暴力を受け保護する必要がある者等、既に条例で規定している者に加えまして、村長が認める者というものを加えるのが今回の改正、第1条の改正の内容でございます。

第2条は、中川村公民館条例の一部改正でございます。

例規集は2巻の2,301ページになります。

まず、第1条、社会教育法に略称規定を行いまして、第3条第2項中、「教育委員会」に「中川村」を付して略称を規定をいたします。

それから、社会教育法第30条が平成24年4月1日改正、施行をされます。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して定めるものとされます。

法の改正を受けまして、公民館運営審議会委員の委嘱の基準に「学識経験のある者」とあるところを「家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者」というように改めるものでございます。

第3条は、中川村図書館条例の一部改正です。

例規集は第2巻の2,317ページになります。

図書館法第16条に図書館協議会の設置、協議会員の任命の基準、定数及び任期、その他、図書館協議会に関する事項は条例で定めるとともに、委員の任命の基準は文部科学省令で定める基準を参酌するものとする、平成24年4月1日、改正、施行をされます。

これを受けまして、図書館法施行規則第12条で、今、申し上げた文部科学省令で定める基準について述べております。

中川村図書館条例第5条の図書館協議会の規定にあります協議会委員の任命の基準を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者の中から中川村教育委員会が任命する。」と改め、あわせて任期機関等を入れて条文の整理を行う改正をするというものでございます。

また、図書館管理規則、これは、平成10年、教育委員会規則の第3号第9条で賠償責任を規定をしておりますけれども、本来、損害賠償等の規定につきましては条例で定めるべきであるということから、第5条の次に損害賠償規定を設ける改正を行います。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

説明を終わりました。

○議長

これより質疑、討論を行います。

質疑、討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 中川村奨学基金条例等の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第9号 中川村奨学基金条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

提案理由は、中川村奨学基金条例等の条項、字句等の整理を行うため本案を提出するものでございます。

条例、条項等の引用の正確さ、現行の法規との整合はとれているか、用語の表記や文章表現は適切に行われているかを中心に例規の点検を行い、この際、条例中の教育委員会の名称、これを特定するために中川村を付すことといたしました。

その結果、19本の条例を一部改正するために集合条例としてまとめ、一括して改正を提案を行うものでございます。

お手元にあります議案第9号関係説明資料を参考にさせていただきたいと思います。

まず、集合条例の第1条につきましては、中川村奨学基金条例の一部改正でありまして、例規集では、そこに書いてあるとおり第1巻の1,730ページになります。

以下、例規集のページは説明資料のウ欄に記載をさせていただきますので省略をさせていただきます。

条例の設置、目的規定を最初に置くために第1条を削り、第2条中の「教育委員会」を「中川村教育委員会」と特定した上で、第2条に奨学金の設置をいたします。

次に条例の第2条でございますが、中川村健康づくり推進協議会条例の第1条 設置目的から「介護保険事業計画」を削除し、表記を統一をいたします。

また、第2条第2項第2号中の「学識経験者」を「識見を有する者」に改めをいたします。

第3条は、中川村教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正です。

第1条で教育公務員特例法の引用を正しく改正するため、「第16条第2項」に改め、第2条中の表記を正しく「中川村一般職」と改め、「教育委員会」に「中川村」を付し

ます。

説明資料の次のページをごらんをいただきたいと思います、第4条は、中川村学校給食センター条例の一部改正でございます。

第1条は給食センターの設置を規定をしております。「調理等の業務を処理する施設として給食センターを設置する。」というように表現を改めるものでございます。

また、第4条中の「教育委員会」に「中川村」を付します。

条例第5条は、中川村体育施設条例の一部改正です。

第3条の「教育委員会」を「中川村教育委員会」とし、略称規定を設けます。

第5条、ただし書きに「特別の事情」とあるのは「村長が特別の事情」と改め、損害賠償規定を条例で定めるため第6条として加えます。

「使用料の減免及び還付に関する事項並びに施設の損害賠償は条例の定めるところ」とし、教育委員会の所掌に係る使用料、手数料、その他の収入の徴集、減免及び還付に関する事務は、教育委員会の事務ではなくて、村長の事務を教育長が補助執行するものであり、そうした事務を教育委員会規則で規定するということは適当ではないという判断で改めるものでございます。

第6条をお願いいたします。

中川村学校体育施設使用料徴収条例の一部改正です。

第1条の「校庭」の略称規定を一般的に、また、別表で表現している「グラウンド」に改め、「学校教育以外」の略称規定は「学校開放」には当たりませんので、「学校教育以外の目的に使用する場合」の略称を「学校開放」というふうに改めます。

第2条の主語、述語の関係を正しく改め、第3条第2号の接続詞「及び」を「または」でつなぎ、社会教育法第20条に規定する「公民館」に改めるものでございます。

次に、別表の施設名を正しく改める改正を行います。

説明資料の次のページをごらんをいただきたいと思います。

第7条は、中川村文化財保護条例の一部改正です。

第1条は、文化財保護法及び文化財保護条例の指定を受けた以外の文化財に対して必要な措置を定めることとしておりますために、引用する条を正しく改めます。

以下、村指定文化財、村指定無形文化財、村指定民俗文化財、村指定史跡・名勝・天然記念物及び村選定保存技術に関する条文中の法の引用条項を正しく改正するために第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項、第31条第3項、第35条第1項、第36条第4項の引用条項を改めます。

第39条、調査委委員の数を5人に改め、「学識経験者」を「識見を有する者」とし、第41条で調査委員の報酬及び費用弁償を規定をしておりますが、条例名称を正しく改める改正を行うものでございます。

説明資料の次のページをお願いをいたしたいと思います。

条例第8条は、中川村社会文化施設条例の一部改正です。

第5条、中川村体育施設条例の一部改正に倣い、ごらんいただいたように改正をいたします。

条例第9条は、中川村文化施設運営委員会条例の一部を改正する条例です。

第3条中、「教育委員会」に「中川村」を付して特定をし、第6条第1項を委員会の会議の招集に改める改正を行います。

第10条は、NVサウンドホール条例の一部改正です。

第4条中の「教育委員会」に「中川村」を付し、特定をして、第5条第2項の使用料の減免ができる者を村長に改める改正を行います。

第11条は、中川村歴史民俗資料館条例の一部改正です。

第1条で設置目的について記載をされておりますけれども、文章を整理をするために改正を加えまして、入館料を徴収しない対象者を特定するものを「中川村教育委員会」と改め、損害賠償の規定を設けるため第6条を追加をする改正を行うものです。

第12条は、アンフォルメル中川美術館条例の一部改正です。

第4条で「美術館の管理を指定管理者に行わせることができる。」規定を「行わせるものとする。」というふうに改め、入館料は村長の事務でありますので、「教育委員会」から「村長」に訂正をし、減免規定を条例に定めるため第6条を訂正をいたします。

さらに、規則に定める損害賠償の規定を条例に加える改正を行います。

説明資料、次のページをお願いをいたします。

第13条は、中川文化センター条例の一部改正です。

第4条中、「教育委員会」に「中川村」を付して特定をし、略称規定を設けます。

第5条中の「別表」の表現を「別表1」というふうにし、ただし書きで利用料の減免ができる場合として「村長が特別の事情があると認めるときに」というふうに改めをいたします。

さらに、規則で定める損害賠償の規定を条例に加える改正を行います。

第14条は、中川村水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。

第1条中、「水道事業」に「中川村」を付し、以下、「水道事業」の記述が出てまいりますので略称規定を設けます。

第3条第1項で法を引用しますので、「基づく」を「より」に改め、第2項中、「基づき水道事業の管理者」を「より、公営企業の管理者の権限を行う村長」というふうに改めます。

第5条中、地方自治法の引用条項を「第243条の2第8項」に改めます。

第6条、第7条中の条例の引用を「基づき」を「より」というふうに改めます。

次の説明資料のページをお願いをいたします。

第15条は、中川村村営水道条例の一部改正です。

第37条第1項及び第38条第1項中、「水道法」を略称規定により「法」に改め、第39条、第40条では、金銭罰としての過料、過ち料を定めているために、表現を「科する」というふうに改めます。

第16条は、中川村上下水道運営審議会条例の一部改正です。

第3条第2項第5号中の「学識経験者」の表記を「識見を有する者」に改め、第6条の文章の整理を行います。

第17条は、中川村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。  
 第1条を趣旨規定に改めるため見出しを変更し、条文を整理をいたします。  
 第4条中の「管理者」は、「公営企業の管理者の権限を行う村長（以下、管理者という）」に改め、定期を明確にいたします。  
 初任給調整手当は、一般職にも支給の規定がありませんので、これを削ります。  
 第7条の住居手当の支給は、一般職の職員に支給する場合に準じて条文を改めるものでございます。  
 第14条中の勤務を要しない日の説明を「週休日または休日等」に改め、第17条第2項第3号及び第20条中の引用法律名を正しく訂正する改正を行います。  
 次のページをお願いいたします。  
 第18条は、中川村スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正です。  
 第2条中、地方自治法第244条の2第1項が根拠法令でございますので、引用条項を訂正をいたします。  
 第3条では、スクールバスを住民が利用する場合の使用料等について規定をいたしますので、住民利用に係る運行管理に改めます。  
 第19条は、政治倫理確立のための中川村長の資産等の公開に関する条例の一部改正です。  
 第1条を「条例の設置目的」から「趣旨」に改め、条文を改正をいたします。  
 第2条第1項第6号中に引用する法律名を正しく「金融商品取引法」に改めます。  
 第4条中の文章を整理し、ごらんいただいたような文章に訂正をいたします。  
 この条例につきましては、附則で公布の日から施行するというものでございます。以上、よろしくご審議をお願いをしたいと思います。  
 説明を終わりました。  
 これより質疑、討論を行います。  
 ○3番（藤川 稔） それでは、ちょっと条例の組み立ての関係もあると思いますが、1つお聞きしたいと思います。今の各条例の条文改正の中で、いわゆる条例名の冒頭に中川村という村の名称が付されている、条例の名称が基本的に頭にあるわけですが、その中で、中川村を付して略称を規定でありますとか、あるいは、施設名の頭に中川を付しているということですが、条例名に中川村とあった場合に、あえて、そこの中川村、あるいは、特に中川村ですけれども、付する必要があるのか、条例の組み立てやら、もろもろのいろいろの規定もあると思いますが、そこら辺どうなのかということで、これを検討されるときに話題になったかどうか、そこら辺を、ちょっとお聞きしたいと思います。  
 ○総務課長 過去に中川村、この条例につきましては、中川村に係る施設職員等の規定をするために条例ができていますので、中川村をあえて言わなくてもいいということで中川村を削除してきた経過がありますけれども、そういうことではありますが、やはり対象となるのは中川村であると、に関してのものであるということから、改めて中川村をつけ直してきた経過がございます。今、ご質問ですけど、中川村教育委員会というふ

○議長

○3番

○総務課長

うな場合には、これは特定をされておりますので、これについてはつける必要はないわけですが、一般的に教育委員会というふうにいった場合には、どこの教育委員会かわからないことはないんですがという問題も生じることから、この際、つけるということで統一をして調べてきたという経過でございます。

○3番

（藤川 稔） より、要は、より明確にしたということでよろしいわけですかね。普通、表題というか、条例のタイトルに中川村とあれば、それで、あとの内容的にはわかるということで、あえて、そんなに余分なもの——余分っていうと語弊がありますけれども、つけなくてもいいような、ちょっと感触を得たものですから、どうでしょうか。

○総務課長

条例の中で規定をしている範囲、適用される範囲といたしますか、それを、より明確にするために中川村を付して限定をするということを中心に改正をしたというふうにと理解をいただきたいと思います。

○議長

○6番

ほかに質疑、討論はありませんか。  
 （大原 孝芳） いろんなその施設の中でですね、損害賠償っていう項目がございまして、これは新しく、恐らく設けた条項だと思いますけど、過去にですね、例えば、こういう損害賠償っていう条例を規定していなかったと思うんですけど、そういったときに、以前、そのような事例があった場合にですね、過去はどのように対応してきたかとか、そんなことがありましたらお聞きしたいと思いますけど。

○総務課長

今回の損害賠償規定を条例のほうに設けるとするのは、先ほど冒頭に説明を——冒頭っていうか、途中で説明をさせていただきましたが、教育委員会規則の中にこれが盛り込まれておりましたので、本来でありますと、条例で定めるというのが当然かというふうに考えておられて、それで、あえて、規則については、これを改正し、削除し、条例のほうに加えるという提案を行うものであります。

それから、過去、損害賠償の件については、実際には保険料等の中で——保険といえますか、総合賠償保険等に加入をしておりますので、そういう中でできるものについては、補償をして——補償といえますか、それに対応してきたことはありますけれども、具体的には、その例については、ちょっと承知をしておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長

ほかに質疑、討論はありますか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

質疑、討論なしと認めます。  
 これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
 日程第13 議案第10号 中川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。  
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第10号 中川村過疎地域自立促進計画の変更についてお願いをいたします。

提案理由でありますけれども、過疎地域自立促進計画の一部を変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によりまして本案を提出するものでございます。

参考に過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後の比較表をつけてありますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

今回の変更は、中川村過疎地域自立促進計画の第2 活力あふれる地域づくりの推進、3 集落対策の記述中、その対策として3点の方針が記されておりますが、これを「集落コミュニティ活動の醸成を図るとともに災害時等における住民の安心・安全を確保し、集落機能を維持するため、地域集会施設の設備拡充を進めます」を追加し、事業の具体化として事業計画に「(1) 住民自治、地域コミュニティ活動の事業」として「地域集会施設の予備電源確保事業9カ所」及び「(3) 集落対策の事業」として「地域力創造アドバイザー招聘事業」を追加するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 中田島地区高齢者等支え合い拠点施設等の指定管理者の指定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第11号 中田島地区高齢者等支え合い拠点施設等の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

提案理由ですけれども中田島地区高齢者等支え合い拠点施設等の指定管理者を指定するために本案を提出するものでございます。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、中川村の公の施設のかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定によりまして議会の議決を求めると

いうものでございます。

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間の指定管理指定期間が満了となることから、裏面にございます別紙の19施設について、引き続き指定管理者を3年間指定するものでございます。

ただし、18のかつらの丘公園、19のかつら炭焼き体験施設の指定の期間につきましては平成24年度に施設の管理、それから目的を達成するための効果的な運営方法と施設のあり方を検討することとしておりまして、指定の期間を1年とするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

失礼しました。

今の説明の中で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

1年間の指定管理を18番19番と申し上げましたが、17番の葛島山村広場、これにつきましても、同じく施設の管理、目的の達成のための効果的な運営方法、施設のあり方を引き続き検討する必要がございますので、指定の期間を、この施設につきましても1年間とし、それから、別紙1にあります中田島地区高齢者等支え合い拠点施設でございますが、これにつきましては4年間とするものでございます。これは、先に先行しております高齢者等支え合い拠点施設、これが完成をし、指定をそれぞれの地区に指定管理者を指定をしておりますので、この時期に合わせるということで4年間の指定の期間とするものでございます。

改めまして、よろしくをお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

質疑、討論はありませんか。

○9番 (竹沢久美子) すみません、遅くなって。

今、説明がありました17から19までの施設ですけれど、毎年、運営方法等について検討するっていうことで1年間の契約っていうことになっているんですけど、契約者のほうは、それでいいという対応かどうか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○振興課長 今まで指定管理をお願いしておいたのは17、18であります。19については、今回、新たに加えさせていただきました。

かつらの丘のマレットゴルフを中心とした施設につきましては、開設以来、一時期は、大変、利用、多かったわけなんですけれども、各所へ同様の施設ができた、また、マレットゴルフをされる方がだんだん減ってきている、こんなことから利用がかなり低迷してきておりますけれども、今後の施設の活用方法を考える中で、指定管理者側のほうでも1年でということでの了解をいただいた中で提案させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 ほかに質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 15 議案第 12 号 村道路線の認定について  
日程第 16 議案第 13 号 村道路線の変更について  
の 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 それでは、議案第 12 号及び議案第 13 号について説明をいたします。  
まず、議案第 12 号 村道路線の認定についてであります。提案理由は、道路法第 8 条第 2 項の規定により村道路線を認定するため本案を提出するものでございます。  
今回、認定する路線は、1 枚おめくりをいただきまして、次ページのとおり、路線名、中央竹の腰線、起点の片桐 3859-14 から終点の片桐 3862-13 までの延長 107.29 m、幅員が 5.0~9.95m の道路で、場所は、もう 1 枚後ろに資料の 1-1 をつけてございますけれども、中ほど、3 の、真ん中ほどに 3-482 と書いたところの右下でございます。ちょっと見づらいですが、旧伊南農協の A コープ片桐店があった場所に造成された宅地への接続として、幅員や一定の道路施設などを備えた道路であるために、権限の委譲を受け認定するものでございます。  
次に、議案第 13 号 村道路線の変更についてでございます。  
提案理由は、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき村道路線の区域の変更するため本案を提出するものであります。  
一覧表が次のページにございますけれども、今回、変更する路線につきましては、一番上の七久保停車場大鹿線から一番下の学校周囲線までの 6 路線でございまして、いずれも道路改良により延長、幅員等を変更するものでございます。  
位置等につきましては、変更区間を表示をしました資料を後ろのほうに 2-1、2-2、2-3 と添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。  
以上、よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。  
これより質疑、討論を行います。  
質疑、討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
初めに議案第 12 号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第 13 号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩といたします。再開を 10 時 50 分とします。  
〔午前 10 時 40 分 休憩〕  
〔午前 10 時 50 分 再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
お諮りいたします。  
日程第 17 議案第 14 号から日程第 22 議案第 19 号までの補正予算 6 件につきましては、会計間の繰り入れ、繰り出し等もありますので、この際、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、  
日程第 17 議案第 14 号 平成 23 年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）  
日程第 18 議案第 15 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第 19 議案第 16 号 平成 23 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 20 議案第 17 号 平成 23 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 21 議案第 18 号 平成 23 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 22 議案第 19 号 平成 23 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）  
以上の 6 議案を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第 14 号 平成 23 年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。  
第 1 条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ 720 万円を減額し、予算の総額を 37 億 4,950 万円とするものであります。  
第 2 条で地方債の補正は、第 2 表 地方債補正によるものであります。  
今回の補正につきましては、平成 23 年度の歳入歳出の実績見込みに伴う調整が主なものでございます。  
5 ページをごらんください。  
地方債の補正であります。事業の進捗状況にあわせての変更でありまして、坂戸公園整備事業で限度額 2,390 万円を 2,490 万円に 100 万円増額し、村営住宅サンライ

ズ中田島建設事業は1億4,610万円を1億3,760万円に850万円減額するものであります。

次に8ページをごらんください。

8ページ、歳入の1款 村税であります。事項別明細の歳入の村税であります。村民税で補正額923万6,000円の増額であります。このうち個人住民税で、経済情勢が厳しいことから、当初は控えめに計上したことによりますけれども、今回、814万4,000円を増額するというものが主なものであります。

また、固定資産税で72万7,000円、軽自動車税で12万4,000円を増額し、たばこ税では、これも、税率改正の影響を考慮しまして、当初予算は少なめの計上をしたところではありますが、実績見込みとして430万円を増額するものであります。

9ページの6款の地方消費税交付金から11ページの地方交付税までにつきましては、額の確定によるものでございます。

次に12ページであります。14款 分担金及び負担金は、民生費の負担金129万1,000円の増額で、児童福祉費負担金の中の保育料、児童クラブ利用者負担金は、利用実績に伴う増額であります。

受託保育負担金は、松本市、高森町からの受託保育でございます。

13ページであります。15款の使用料及び手数料と14ページの国庫支出金につきましては、実績見込みに伴う調整でございます。

14款、15ページの14款 県支出金であります。総務費県補助金で153万3,000円の減額となっております。総務管理費の補助金の中の緊急雇用創出事業補助金が事業実績精算見込みから減額とするものでございます。

06の農林水産業費県補助金は10万7,000円の増額であります。市町村の森林整備計画一斉変更支援事業補助金の追加交付がありまして、総額で35万6,000円の補助金額となります。

一番下の欄の総務費委託金33万5,000円は、徴税費の委託金でありまして、県民税徴収事務取扱費であります。取り扱い件数の増加によりまして増額をします。

次に17ページへ行っていただきまして、18款の財産収入、利子及び配当金であります。47万8,000円あります。各種基金の利子の精算見込みによる増額でございます。

その下の財産の売払収入40万円あります。村有林の立木売払収入ということで、七久保山林の間伐材の売払収入でございます。

18ページ、19款の寄附金であります。一般寄附金10万円ということで、中川村の環境を守る会からいただいた寄附金でございます。

19ページ、20款の繰入金であります。地域医療確保対策基金の繰入金で1,440万円の減額であります。昭和伊南総合病院の負担金に過疎債をソフト分を充てるということで、基金からの充当はしないこととするによる減額でございます。

20ページであります。

22款 諸収入の雑入が41万1,000円ございます。この中で、91 その他総務関係がありますが、地区の防犯灯新設負担金ということで、各地区から施設費の半額を負担していただくという内容でございます。

21ページであります。

23款 村債につきましては、先ほど5ページの地方債でご説明をしたとおりでありますので省略をさせていただきます。

22ページからは3の歳出であります。1款の議会費につきましては調整でございます。

23ページ、総務費のうち総務管理費で396万4,000円の減額であります。一番下の欄の2202事業 庁舎管理費で100万6,000円の増額であります。燃料費、灯油等、この後、各所に出てきますが、単価の上昇等がありまして増額ということになっております。

また、修繕料で30万円を計上してありますが、戸籍法の改正によりまして戸籍関係書類等の増加等がございまして、耐火書庫の修繕等を行っていくというものの経費でございます。

次に24ページの2401事業のバス運行事業42万6,000円あります。修繕料ということで、巡回バスの修繕を、今回、計上させていただきたいとします。

以下、調整でございますので、飛んでいただきまして28ページをごらんいただきたいと思えます。

28ページの民生費であります。社会福祉費で総額592万2,000円の減額であります。

このうち4410事業の障害者支援事業137万6,000円の増額あります。負担金の関係で、飯田市にあります療育センターひまわりの通年療育に係る過年度分の精算に伴う増額と、1つ飛んでいただきまして、駒ヶ根市にあります児童発達支援施設つくし園の負担金が増加により増額ということになっております。

4201事業 老人福祉事業751万円の減額あります。これにつきましては、介護予防拠点施設、それから地域介護福祉空間整備事業ということで、村内8カ所、事業を実施してきましたが、精算の見込みに伴います減額でございます。

次に30ページをお願いいたします。

4款の衛生費、保健衛生費で722万7,000円の減額あります。4801事業の予防事業で委託料が大きく減額になっております。健診受診者が固まってきたことによります減額あります。

また、環境衛生費につきましては、伊南行政組合、上伊那広域連合の負担金で、決算見込みによる減額ということになっております。

次に32ページをお願いします。

6款の農林水産業費の農業費であります。88万3,000円減額ですが、33ページの6107事業 農村災害対策整備事業で47万3,000円の増でありますけれども、補助金

で小和田用水の水利権更新業務に対しまして補助金を交付するというものでございます。

36 ページをお願いいたします。

8 款の土木費であります。橋梁費全体では 60 万円の増額ということですが、6401 事業 道路管理費で 50 万円で、除雪重機代の借上げを降雪に備えて計上をするというものでございます。

都市計画費は 211 万円の減額ですが、このうち公園費につきましては 89 万円の増額ということでありまして、工事請負費で 160 万円の増額ということになっておりますが、坂戸公園の整備工事等で石積み、外灯等の設置が必要となり、追加を行うものであります。

37 ページの 6651 住宅管理費ですが、393 万 5,000 円の追加であります。工事請負費等でありまして、旧の教員住宅の修繕工事ということで、教員住宅を村営住宅として貸し出すために必要な修繕を行う 5 戸分についての工事請負費であります。

6652 事業 村営住宅建設事業は 918 万 1,000 円の減額であります。サンライズ中田島の事業の進捗に合わせて、それぞれ増減額を行うものでございます。

次に 38 ページ、9 款の消防費であります。消防費全体で 135 万円の減額ですが、このうち 2751 事業の消防施設事業は 10 万 4,000 円の増額でありまして、沖町地区にございます火の見やぐらの撤去工事を、今回、行うというもので、増額となっております。

39 ページ、10 款の教育費につきましては、ほとんど精算に伴います見込みに伴う減額でございますが、このうち 7005 事業 教員住宅管理費 18 万 7,000 円ですが、凍結によりまして浴室シャワー等の混合栓に破損が生じたために取りかえ 4 カ所を行うというもので追加となっております。

飛んでいただきまして 41 ページをお願いいたします。

41 ページの 7151 事業 中学校管理費で 24 万 6,000 円の追加ですが、これも単価上昇に伴います灯油代の追加でございます。

42 ページをお願いいたします。

7410 事業 中川文化センター管理事業 34 万 3,000 円ですが、文化センターの駐車場外灯修繕ということですが、開館以来の設置してあります物でありまして、不具合を生じてきておりますので、6 基でございますが、今回、LED化をして修繕をしたいというものでございます。

次に 44 ページ、最後になりますが、予備費ですが、収支の調整をしまし 2,174 万 9,000 円を増額し、総額を 1 億 842 万 1,000 円とするものでございます。

なお、特別交付税の 3 月交付分につきましては、額が未定でありますので、専決処分としたいと思います。

45 ページの地方債に関する調書が添付されておりますけれども、この中で、左から 3 列目、前年度末現在高、これは平成 22 年度末になりますが、これの合計が 35 億 4,376 万 6,000 円ということであったわけですが、一番右側の列、当該年度末現在高

見込額、平成 23 年度末であります。これの合計が 35 億 8,132 万 6,000 円ということで、その差し引きでは 3,756 万円の増額となっているということでありますので、よろしくをお願いいたします。

特別会計の補正予算につきましては担当課長からご説明いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長

続きまして保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたしたいと思っております。

議案第 15 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,062 万 7,000 円を減額し、総額を 4 億 7,178 万 3,000 円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、5 ページをお願いをしたいと思います。

国庫支出金 188 万 3,000 円は、一般被保険者療養給付費、後期高齢者支援金等の追加交付分の確定によるものであります。

また、6 ページですけれども、6 款 療養給付費交付金 10 万 7,000 円の減、それと 7 ページの 7 款 前期高齢者交付金 8 万 8,000 円の減額は、社会保険診療報酬支払基金から来る額の確定によるものであります。

次に 9 ページですが、10 款 共同事業交付金で 1,230 万円の減額は、高額医療費共同事業交付金並びに保険財政共同安定化事業交付金が高額療養費の減に対応して減額をするものであります。

歳出ですが、11 ページからであります。

2 款の保険給付費で 1 項の療養諸費 800 万円の減額は、一般被保険者の療養給付費が 1,100 万円の減額、退職被保険者の療養給付費が 300 万円の増額となるものであります。

2 項の高額療養費 260 万円の減額は、一般被保険者の高額療養費が 380 万円の減額、退職被保険者の高額療養費が 120 万円の増額となるものでありまして、いずれも、これまでの実績から最終予想を立てて補正をするものであります。

3 項の助産諸費 3 万円の減額は、出産育児一時金の確定による減額であります。

次に 15 ページ、7 款 共同事業拠出金の 16 万 1,000 円は、高額療養費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定によるものであります。

16 ページの 8 款 2 項 保健事業費 3 万円は、本年度、予定をしていました人間ドックへの補助金 15 万円分がいっぱいになったために、今後の人間ドック受診者 3 名分を計上したところであります。

国民健康保険事業は以上であります。

続きまして、議案第 16 号 平成 23 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）をお願いします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、総額を 4 億 8,360 万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、5ページをお願いします。

4款 国庫支出金 30万3,000円は、介護保険制度が改正されるため、そのシステム改修事業に対する国からの2分の1の補助金であります。

次に6ページの10款 繰入金であります。一般会計からの繰入金が21万6,000円の減額となります。広域連合への負担金で、新たにシステム改修分が増えますけれども、認定事務負担分及び通常分が減額となるためであります。

7ページの諸収入で指定事業所収入として1万3,000円を計上し、端数調整をいたしました。

8ページからの歳出であります。

一般管理費の負担金51万5,000円は、介護保険制度改正に伴う介護報酬システムの改修費が60万6,000円、管理運営分が9万1,000円の減額であります。

介護認定事業費は42万8,000円の減額ですが、広域連合への認定審査会の負担金が減額になったものであります。

9ページの介護予防事業費は、増減はありませんけれども、介護予防業務委託料減り、各種介護予防教室への送迎用ガソリン代を計上したものであります。

同じく、包括的支援事業、任意事業費では、貸し出し用の備品購入費を計上をいたしました。

10ページの予備費で歳出額を歳入額と同一にするために1万3,000円を計上したところであります。

以上、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第17号18号及び議案第19号について説明をいたします。

まず、議案第17号 平成23年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。今回の補正は、汚泥処分など維持管理事業の委託料の減に伴う調整が主な内容でございます。

歳入歳出それぞれ291万円を減額をし、総額を2億2,609万円とするものでございます。

その下、歳入のところでもありますけれども、一般会計からの繰入金を300万円減額をいたし、前年度繰越金の確定額8万7,000円と諸収入3,000円で調整をいたします。

歳出につきましては8ページをごらんください。

7810 維持管理事業の14節、下のところでもあります。14節に土地使用料24万円を計上するとともに、13節、上でもあります。13節の委託料のうち汚泥処分費を250万円、管渠の清掃費を50万円を減額をいたします。

さらに次のページでもあります。予備費で15万円を減額し、全体を調整するものでございます。

次に、議案第18号 平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。

こちらも公共同様汚泥処分など維持管理事業の委託料の減に伴う調整が主な内容で、歳入歳出それぞれ115万円を減額をし、総額を1億4,185万円とするものでござ

○建設水道課長

います。

歳入では、1ページにありますように、一般会計繰入金を100万円減額し、前年度繰越金の確定額との差15万4,000円を、これも減額をいたします。

そして、諸収入4,000円で全体の調整いたしました。

歳出につきましては、こちらも8ページをごらんをいただきたいと思いますが、7910の維持管理事業であります。需用費で不足をする電気料、水道料を28万円を増額、また、14節に土地使用料5万円を増額計上をいたしました。

そして、13節、真ん中でもあります。13節で委託料の汚泥検査分が30万円、管路の清掃費が50万円、処理施設の機器点検70万円をそれぞれ落としまして、次のページの予備費2万円を全体額を調整をしたものでございます。

次に、議案第19号 平成23年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)をお願いをいたします。

今回の補正は、厳しい冷え込みなど、気象状況下で多発をいたしました給水管の凍結や破裂などによる修繕費用の不足や動力費を補うことが主な目的でございます。第2条でありますけれども、第2条で収益的収支の事業収入及び事業費用のそれぞれに25万円を追加をいたし、総額を8,870万円とするものでございます。

その下の1ページをごらんをいただきたいと思いますが、収入では、営業外収益の雑収益に保険金の収入金25万円を計上をいたしました。

5ページをおめくりをいただきたいと思いますが、収益的支出でありますけれども、営業費用の原水及び上水の動力費に30万円を追加をいたします。

それから、配水及び給水費の修繕費に130万円、また、動力費に30万円を追加をし、予備費を165万円減額で全体の調整をいたします。

なお、総係費であります。節間での負担金から法定福利費へ5,000円を移動をしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

○5番 (村田 豊) 14号議案、補正、一般会計の補正についてですけれども、内容的には十分理解をできますし、あれですが、特に補正の場合、補助事業等で金額が増減をした場合、これは仕方がないというふうに理解をできますけれども、例えば、24ページの2401のバス整備料30、42万円のうち35万円ですか、定期整備料も含まれて40幾らっていう数字になっております。それから、37ページの6107の小和田の水利更新業務補助金等、この2点については、特に、私、いつも感じるんですけど、予算積算上の中で単年の飛び出してくるような、複数年の中で一度飛び出してくるようなものは落としがちになってくることはわかりますけれど、整備料だとか点検、保険料ですか、そういったようなものは、ある程度、積算時点で見込まれて予算が計上をされるのがいいんじゃないかっていうのを感じるんですけど、そこらのところはどんなふうに、これは単年度で飛び出してきたものなのかどうか。



それから、もう1点、37ページの旧教員住宅の修繕料、これは議会のほうへかかって、ある程度、修理等をするというような話が近い時点であったわけですが、そういったことを踏まえて、予算に盛ってなくて、ここを出てきたというような理解をできるんですけど、その3点について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○総務課長

まず、最初のお尋ねについてお答えをさせていただきます。

24ページにあります但公車管理についてのご指摘であるかと思いますが、ここで役務費が43万円減額になっておりますが、ここの中の、ここでの減額した大きな要素としまして、ちょっと見ていただきますと、バスの車検整備代というところで減額になっております。これは、平成23年度にバスを1台、当初、議決をいただきまして購入はいたしました。管理上の話としまして、空いているバスといたしますか、1台余分になっているバスがございますが、このバスにつきまして、ほかに売却をするということで、特に社協のほうから熱望がありまして、社協だけではなくて、望岳荘ですとか一般の事業者にもお話をしたところでありますが、社協からの熱望がございまして、そちらのほうにバスを売却したという経過があります。当然、車検を控えておりましたので、その前に売って、それも承知の上で社協は購入をしたということでございまして、これが18万円という大きな減額になっております。

それから、下の更正減のバス法定3ヶ月点検料につきましても、これは、同じ、社協へ売却したバスの、当初、計上しておいた部分でございまして、これも、点検を売却に伴ってやらなかったということでございます。

それから、公課費については、これは10万円の減というふうになっておりますが、これは、公車の中で、普通車といたしますか、ノアでございますが、これを途中で買入れました。それから、社協へのバスの売却をした重量税等の減税分、合わせまして10万円の減額ということで、途中で出てきた要素によるということでご理解をいただければと思います。

○5 番

(村田 豊) 私は、減額のほうの内容で2401のほうのバスについての一般修繕費と、それから車検、点検整備料、これが当初に積算の中で、なぜ盛られなかったかということをお聞きしたんです。

○総務課長

失礼しました。すみません。

このバスにつきましては、修繕は、当初から予期をしていなかったということでありまして、具体的に言いますと、低床型のバスです。低床型バスのスプリング、排気ブレーキ、それから、非常に異音がするということがございまして、これを修理を途中でせざるを得なくなったものでございまして、今回、35万円の修繕料を追加することでございます。

それから、点検整備等につきましては、これもポンチョ、低床型バスでございますので、そういうふうをお願いをしたいと思っております。

○振興課長

2つ目にごございました小和田用水の水利権更新、これに対する説明をさせていただきますけれども、小和田用水の水利権更新、この平成24年3月に今までの水利権が切れるということで、更新手続が必要と、従来は、更新は従前のまま、そのもので更新

できましたけれども、過去に水害で、現在、仮取水で行っております。それと、今後、大規模な改修が必要ということで、現在、県の中山間農地防災事業で計画を策定している最中でありまして、それらも、天竜川の管理者である国土交通省、天竜川上流工事事務所とも協議をいたしているところですが、今までの単純更新では行けないと、今後の、現状——現状が大きく変わっておりますので、現状、あるいは今後の大規模な改修も見据えた更新の手続をなささいという指導がございまして、基本的に、水利組合のほうである地元において、これを委託して水利権更新の事務を進めていただいておりますけれども、費用が90万円かかるということで行政のほうでも支援をお願いしたいと、過去のこういったものに対する対応等を調べる中で、地元にとっても、この負担は大変ということであり、2分の1、村で補助をすることを、急遽、決定したために、今回、計上させていただいたものですので、よろしくお聞きいたします。

○5 番

(村田 豊) 教員住宅のことにつきましては、つい最近、議会のほうへ投げかけがあったんですが、そういった投げかけの中で、急に、これ、更新費用として追加補正ということで上がってきたという理解でいかどうかっていうことをお聞きをしたんです。

○住民税課長

教員住宅、東小の独身と西小の独身につきましては、先般、議会の全協で教育委員会のほうから説明をさせていただきましたけれども、それに基づきまして、今年4月から村営住宅に移管をするということでありまして、移管をするに当たっては修繕が必要と、新しく入る人のためにきれいに修繕をしないと、その人が出るときにきちんと修繕の費用が請求できないということもありまして、今回、見積もりをさせていただきました。

それで、牧ヶ原の村民グラウンドの横のテニスコートの横の世帯住宅については、教育委員会の説明では、それも移管をするというような説明をしてきたところでありまして、現地を調査をした結果、非常に老朽化が進んでいるということ、それから、建設が53年54年の建築基準法改正前の古い住宅であり、耐震補強も必要だということで、修繕、あるいは耐震補強するには相当なお金がかかるので、それだけのお金を投じることもいかなものかということで、それにつきましては、村営住宅には、今回、移管せず、現状のまま、そのまま当面の間、教育委員会が管理をしていくという、そんなことになっております。

いずれにしても、そういうことで、説明したとおり、3月に補修を行い、早急に募集をしていくということで、今回、補正をお願いをしてあるところであります。

○議 長

ほかに質疑、討論はありませんか。

○7 番

(湯澤 賢一) 補正予算の中のたばこ税についてお聞きします。

これ、実は、今年度の予算のほうの質疑の一覧のほうに書いておきましたが、ここで、ちょっと質問したほうが趣旨がはっきりわかるかと思っております、ここでさせていただきます。

今期、今回の補正で430万円の増額で1,930万円ってということで、たばこ税がほぼ

2,000万円近くなってくるという状況であります。昨年の1本当たり4,618円ということで、325万本を23年度予算では計上されておまして、これが1,930万円になるということで、実は、値上げがあったり、いろいろ社会的な啓蒙活動の中で、私自身としては、喫煙者の傾向、減っているような気がしてならないんですが、その辺が、何か担当課のほうで情報というか、傾向というかをつかんでおられたらお聞きしたいと思っております。

○住民税務課長

村たばこ税の補正でありますけれども、23年度の当初予算では325万本、1,500万円という見積もりをさせていただきまして、今回、補正で増えるということでもありますけれども、23年度の当初予算につきましては、22年の10月にたばこ税が税率が改正され、値上げをされたところであります。当時は1,000本当たり3,298円が4,618円ということで40%の値上げということでありました。そういったこともありまして、23年度当初予算を作成するときに、大きな値上げがあるので相当落ち込むのではないかとということで1,500万円という予算を立てたわけでもありますけれども、今年度の実績から見てみますと、当初予算をつくったときの数字でありますけれども、月平均、10月まで36万本という消費の実態でありました。22年度が37万本ということ、月、1ヶ月で換算すると、そういうことありますので、少し落ちたんですけれども、そんなに本数的には落ち込んでいないということもありまして、今回の補正ということでもあります。

しかしながら、本数で見ますと、23年度が、ちょっと、まだ実績は出ておりませんが、22年度の本数で見ますと、446万本というのが実績であります。この数字は、5年前、平成19年と比べますと約8割に落ちているということ、それから、10年前に比べますと約6割に落ちているということでありまして、10年前に比べれば約6割の消費、5年前に比べれば約8割の消費ということでもありますけれども、本数自体は減少しておりますけれども、税率が上がったということもありまして、金額的には増えたという、そんな判断をしております。

以上であります。

○議長

ほかに質疑、討論はありませんか。

○9番

(竹沢久美子) 一般の20ページ、雑取ところですけど、80の文化センターの企画事業の入場料がマイナスの28万円ということになっているわけで、非常に残念だと思うんですけど、予算では90万円が上げられて、担当としても努力はされていると思うんですけど、せつかく村でする催し、しかも税金を使ってやる催しで、非常にいいものをやられているので、もう少しPRするとか、やっぱり予算に上げたくらいの税収を確保するような努力が必要じゃないかと思うんですけど、その辺のところは、どのように考えておいでか、お願いします。

○教育次長

20ページの文化センターの企画事業入場料でありますけれども、ほぼ実績見込みが出てまいりまして、28万円の減額ということでお願いをするわけでもあります。

今、ご指摘のように、大ホールの事業を計画をしたわけではありますが、アコースティックコンサート、それから、先月上旬に新春中川寄席を行ったところであります

が、残念ながら満席という状況ではありませんでした。

近隣の文化施設におきましても、コンサート、あるいは寄席というものがかなり普及をしております。PR用のポスターを掲示してほしいという依頼も頻繁に来る状況になってきておまして、なかなか高い講演料を払わないと人が集まらないという状況は、ご指摘のとおりと思っております。

ただ、23年度につきましては、図書館祭りと共催で松川町出身の方を1人含みますにゃんたぼうショーというのを屋外で計画を、当初、いたしまして、当日、雨天のために2階の小ホールに切りかえて実施をしたというものがございましたけれども、こういったもの、無料にいたしましたので、その分は、23年度に関しましては、減額の要因となっているところであります。

24年度、現在、大分早いわけですが、どんな催しをすればいいのか考えておりますけれども、大勢を集客する演者を呼ぶには、どうしても高い費用がかかるという状況もありまして、入場される方につきましても、やはり関心度、テレビに出るとか、そういった方については、当然、売れ行きもいいわけですが、日常的にテレビに余り出ない方については、やはり人気度も低くて、こちらからチケットの販売について、かなりPRを積極的に行わないと売れないという状況もありますので、そこら辺を考慮しながら、24年度の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

ほかに質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第14号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後 1 時 15 分とします。

[午前 1 1 時 4 2 分 休憩]

[午後 1 時 1 5 分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

日程第 23 議案第 20 号から日程第 29 議案第 26 号までの 7 議案につきましては、平成 24 年度の予算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。よって、

日程第 23 議案第 20 号 平成 24 年度中川村一般会計予算

日程第 24 議案第 21 号 平成 24 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 25 議案第 22 号 平成 24 年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第 26 議案第 23 号 平成 24 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 27 議案第 24 号 平成 24 年度中川村公共下水道事業特別会計予算

日程第 28 議案第 25 号 平成 24 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

日程第 29 議案第 26 号 平成 24 年度中川村水道事業会計予算

以上 7 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○村 長 平成 24 年度の予算編成と村政運営の基本方針についてご説明を申し上げます。

まず、予算規模については、一般会計が 31 億 7,400 万円、特別会計 5 会計が 14 億 3,910 万円、水道事業会計 1 億 3,330 万円、合計 47 億 4,640 万円となり、前年度との比較では、一般会計で 1 億 1,900 万円、3.6%の減額、全会計では 754 万円、0.2%の減額で、中規模の予算総額となっております。

歳入については、税収が 4 億 2,532 万円、前年度比 1,061 万円、2.4%の減額を計上しました。納税義務者数の増加見込みにより個人住民税が 2.5%の増加、法人数の減少により法人税が 0.4%減少、固定資産税が評価がえによって 7.1%減少すると見込んでいます。

地方交付税は、国の地方財政収支見通しの概要が 0.5%増加としていることから、今年度の実績も勘案し、16 億 5,000 万円、前年度予算と比べて 1.9%増額と見込み

ました。

村債は、総額 4 億 200 万円で、前年比 1.5%の減額としています。

内訳は、災害時への対応として村内 9 施設への予備電源設置、林道、村道の改良、中田島の戸建て村営住宅の建設、坂戸公園の整備、案内看板の統一的整備、昭和伊南総合病院の一層の強化、充実を図る地域医療確保対策などであります。

歳出であります。経常経費の抑制はもとより、事務事業の精査を行った上で、第 5 次総合計画や過疎計画を踏まえ、安心して暮らせる村づくりを目指してまいります。

財政状況については、借入金返済の公債費が平成 16 年度にピークを過ぎて、また、平成 20 年度から 23 年度まで 4 年間で計 4 億 9,041 万円の繰上償還を行った結果、来年度の公債費は 3 億 9,135 万円となり、前年度に比べて、11.0%の減少となりました。

実質公債費比率も、平成 22 年度決算では 12.3%となり、その前の平成 21 年度決算に比べ 3.0%健全化をすることができました。

来年度の起債は、先ほど申し上げたとおり 4 億 200 万円と横ばいの予定額を見込んでいますが、このところ起債総額合計が少し増加していることなどにより、今後、平成 25 年度を境に公債費の上昇も予想されます。一層の冗費節減に努め、さらなる健全化に努めてまいります。

次に、村政運営の基本方針について 3 点申し上げます。

1 点目は、村民の中にいい意味の欲を引き出すという課題です。

平成 24 年度は、私にとって、実質的には 2 期目の最終年度に当たり、7 年前を振り返ると、最大の課題は、村は合併しないまま財政破綻せずにやっていけるのかという点にありました。幸い、村民の頑張り、役場職員の努力、また、議員各位のご協力のおかげをもちまして、逆に健全化を実現し、子育て支援など住民サービスも拡充でき、破綻の心配は去ったかと思えます。

しかしながら、当時から言われておりました人口の減少、少子高齢化、担い手不足は徐々に深刻の度を増しており、各集落からは、道路や河川の草刈り、手入れが重荷になってきたという声、あるいは祭りの継承を心配する声なども聞かれます。

外から移住してきました私には、中川村の自然や文化にはたくさんの魅力と可能性があると感じられ、それをうまく糧にすることができれば、持続可能な村づくりは可能であり、内発的な発展を目指すべきだと訴えてまいりました。

チャオ周辺と望岳荘を強化し、農産加工所つくっちゃオを拡充し、天の中川河川公園整備など魅力づくりにも取り組んでまいりました。

天の中川村商標登録をお認めいただけなかったのは、まことに残念でしたが、一昨日のシンポジウムのとおり、日本で最も美しい村連合に加盟でき、ブランド力を増す事もできました。

前向きな村民によって中川村の自然や農作物を生かしたお店も幾つか開業され、地域の団結で農地を守る大規模な獣害防止さくもでき、飯島中川政経人会議の皆さんによる交流・定住人口を増やす取り組みや J A さんの農業と観光を結びつける天の中川村まるごと農業公園構想もスタートしております。

このようにやる気のある村民に活躍していただける舞台の準備は、ある程度整い、幾つもの種火が燃え始めたとは感じています。

しかしながら、村のムード全体は、まだ火がついておらず、活力が燃え広がる状況には至っていません。元来がおおらかな村民性のせいかもしれませんが、中川村という恵まれた舞台で一暴れしてもうけてやろうといういい意味の欲を引き出し、子供の代へと引き継いでいけるなりわいが1つでも多く立ち上がるようにすることが、来年度のみならず、ここ数年の中川村の中心課題だと考えております。

頑張ればどのような成果が期待できるのかとか、具体的なイメージが持てないとか、何からどう手をつければいいのかわからないといった事が障壁なのかもしれません。

平成24年度から、地域資源を活用して活性化を実現する専門家に入っていただき、分析、助言をお願いします。その中で発見されてくる課題の克服や可能性の実現に、今後、1つずつ取り組んでいくことによって、よそからも羨ましがられる中川村が実現できるものと信じます。

基本方針の2つ目は災害対応です。

開会あいさつで触れた東日本大震災を初め、去年は国の内外で多くの災害が発生し、その備えの必要性が改めて認識されました。

そこで、1つとしては、堂洞沢に脆弱な箇所があり、その整備強化をいたします。

翌年度以降も、災害時に心配な箇所は、早目早目に対応をしていきます。

もう1点は、大規模で広域的な災害によって避難が長期化した場合への備えであります。

各地区の集会所については、昨年度来、老朽化したものは建てかえ、また耐震化やバリアフリー化を図ってきたところでありますが、長期停電に備え、拠点となる避難所と孤立化の心配される集会所に非常用発電装置を設置いたします。

今、上伊那の消防広域化について議論が始まっており、また、原発事故を受けて放射能災害時の対応も課題となっています。これらについては、上伊那広域での判断や国・県の指針を待って、連携して取り組んでまいります。

基本方針の3つ目は人口増対策です。

一昨年3月に完成したパークハウス滝戸に続きまして、今月末にはサンライズ中田島の入居が始まります。来年度は、さらに中田島に戸建ての村営住宅9戸を建設することとしており、経済情勢など充分研究し、詳細検討の上、着手いたします。これらによって長らく懸案であった中田島分譲地が解消されます。

土地開発公社の手持ち物件も南原の2区画だけになっておりますので、次の展開として、かねてより提起しております便利な所に大規模に住宅地を開発するのではなく、地域力の低下している集落に共同体の戦力となってくれる人を迎え入れる方策を、さきに触れました地域力創造アドバイザーの専門的助言を受けながら研究をしております。

ここで、昨年4月から先月末までの村の人口の推移に触れますと、出生が41名、死亡が53名で、自然増減は12名の減少でありましたけれども、転出85名に対し転入が

98名あり、社会増が13名で、自然減を上回りました。トータルでは1名の人口増となっています。転入が転出を上回るのは、これまでもしばしばありましたが、自然減を上回って人口が増加するのは随分なかったことだと思います。出入りの多い3月を、まだ、控えておりますけれども、昨年4月以降、新たな村営住宅の完成もなく、また、東日本大震災の被災者の需要があるかもしれないということで、村営住宅に空きが出て、あえて新たな募集をしばらく控えておりました。そういう状況で、1名とはいえ人口増になっていることは、うれしく感じております。村として総合的な魅力を上げていくことが人口増の王道であり、これからも地道な努力を重ねていくことが大切だと思うところであります。

最後に、もう1点、来年度予算にもかかりますので追加させていただきますと、議案第2号で提案しております私と副村長、教育長の給与に関してであります。

7年前の村長選挙で村長給与30%カットを公約とし、副村長、教育長につきましても、それと調整をとった削減をしまりました。村の財政危機への対応として私から言い出したことではありますが、周辺市町村や今後続く村政を考えると、かなりいびつな状況となっております。

3年前に2期目の選挙を終えて20%カットにすべきと考え、報酬審議会に諮りましたが、ご理解を得られず、30%カットを続けよとの答申をいただきました。議会には、私の考えに基づき4年間20%カットで提案をいたしましたが、ご承知のとおり、1年間については30%カットとするようにとの判断をいただき、4年間ではなく1年ごとの対応という道を開いていただきました。以後3年間、当初からでは7年、30%カットとしてまいりました。

来春には次の村長選挙を控えておりますので、それに向けて本来の正常な状況に近づけておきたいと、3年前の提案と同様、村長給与20%カット、副村長、教育長も、それと調整をとった額としたいと考えております。

本則の改定ではなく、あくまで自主的な減額でありますので、報酬審議会にはお諮りをしておりません。

再来年の村長選がなるべくよい形で実施できるよう、ご深慮をお願い申し上げます。

以上、私からの平成24年度当初予算基本方針の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

続いて議案の内容説明を求めます。

それでは、私のほうから議案第20号 平成24年度中川村一般会計予算につきましてご説明をいたします。

一般会計予算書の1ページをごらんください。

第1条にございますように、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,400万円とするものであります。これは、前年度の当初予算と比べまして、額にして1億1,900万円、率にして3.6%の減となっております。

第2条で債務負担行為は第2表により、第3条で地方債は第3表によるものとし、第4条で一時借入金の最高額は5億円と定め、第5条の歳出予算の流用では人件費に

○議 長

○副 村 長

限り同一款内における各項の間の流用ができるように定めるものであります。

2 ページから 7 ページまでにかけて、第 1 表 歳入歳出予算で款、項別に金額を記載してございますが、後ほど当初予算の概要資料によりまして特徴的なものにつきましてご説明をいたします。

8 ページの債務負担行為についてであります。指定管理施設の指定期間が満了となりますことから、新たに期間を平成 24 年度から 3 年間として、高齢者憩いの家指定管理料以下、それぞれの限度額を定めるものでございます。

9 ページから 10 ページにかけての第 3 表 地方債であります。施設案内板整備事業以下、17 事業につきまして、すべて過疎対策事業債で、総額 4 億 200 万円の起債の発行を予定するものであります。平成 23 年度の当初と比べまして 630 万円の減額となっているところでございます。

飛んで 136 ページからは給与費明細書、それから、143 ページ以降、各種調書がありますが、後刻お目通しをいただきたいというふうに思います。

それでは、予算の概要につきましてご説明をいたしますので、予算資料 1、平成 24 年度当初予算の提案説明をごらんいただきたいというふうに思います。

1 ページから 3 ページの予算総額までにつきましては、ただいま村長のほうからの話がありました施政方針と重複いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思ます。

それでは、3 ページの下段にあります歳入の概要からお願いをしたいと思います。

ひし形であります村税及び地方交付税につきましては、これも先ほど村長の基本方針のところでも述べましたので省略をさせていただきます。4 ページの国庫支出金であります。

国庫支出金は、総額 1 億 4,242 万円、前年度比 1,465 万円、11.5%の増額予算を計上したところであります。

増額の主な要因としましては、子ども手当の国庫負担金で前年度比 2,119 万円、26.1%と多くな減額はありますけれども、公営住宅の大規模修繕に充てます既設公営住宅改善事業補助金が前年度比で 1,570 万円ということで皆増、障害者自立支援給付費国庫負担金が前年度比 819 万円、29%の増額、道路新設改良事業に充てます社会資本の整備交付金が前年度比 1,441 万円など、新規の拡充事業の財源を計上したことによるものであります。

続きまして県支出金であります。総額 2 億 33 万円、前年度対比 1 億 888 万円、35.2%の減額予算を計上しました。

新規拡充事業の財源としまして新規就農者への支援対策費に充てる新規就農総合支援事業補助金を 300 万円、農村災害対策、林道 3 路線の舗装改良事業に充てる地域実践力交付金の 4,873 万円などを計上しております。

一方、市民農園の開設補助に充ててきました農村漁村の活性化プロジェクト支援交付金が前年度比 1,732 万円、57.5%の減額、鳥獣害防止さく設置に充てました鳥獣被害緊急総合対策交付金が前年度比で 5,556 万円、皆減、介護予防の拠点施設の整備に

充てました介護基盤緊急整備特別対策事業補助金が前年度比で 6,000 万円、皆減と、大規模事業の完了に伴いまして、県支出金全体では減額の予算計上となっているところでもあります。

繰入金ですが、総額で 2,010 万円、前年度比 3,040 万円、60.2%と大幅な減額となりました。

減額の主な要因としましては、介護予防施設整備事業に充てました地域活性化公共投資臨時交付金基金の繰り入れが前年度をもって終了したことによるものであります。

村債につきましては、先ほど村長のほうから申し上げましたので省略をさせていただきます。

以上によりまして、村税などの自主財源であります。21%、地方交付税などの依存財源が 79%という歳入の構造になっております。

続きまして歳出の概要であります。福祉、保健医療の充実としまして、福祉医療費の給付事業では、前年度、高校終了相当年齢まで引き上げました対象年齢分を含めまして、引き続き手数料を除き医療費の無料化を行ってまいります。

障害者支援事業では、平成 23 年度中に新たな障害者自立支援法へ移行し、さらに継続して福祉サービス利用者の要望にこたえることができるよう、自立支援給付、自立支援医療給付や地域生活支援などの計上を行いました。

また、改正になりました児童福祉法に基づく障害児通所支援によりまして発達支援、放課後等、デイサービスへの給付費を計上したところであります。

老人福祉事業では、福祉輸送事業の利用者が増えておりますことから増額の予算計上としたところであります。

老人福祉施設の管理費であります。高齢者憩いの家の改修事業を平成 25 年度以降に予定をしております。前段として改修にかかわる調査計画費を計上いたしました。

また、いわゆる荘の入浴施設の老朽化と利用頻度の増加に伴いまして、ストレッチャー式シャワー入浴装置の設置補助を行ってまいります。

教育の振興では、児童・生徒支援で小中学校の情緒障害、知的障害や不登校児童・生徒などの支援、心のケアを行うため特別支援教育補助、療育相談員、学校復帰支援員、生徒支援相談員や笑顔で登校支援員を引き続き充実配備します。

小学校管理費では、プールやトイレなど施設の老朽化に伴います改修・補修工事費を計上し、校内の教育環境の整備を図ってまいります。

小学校教育振興費では、各種教材の更新などを継続して行うとともに、全国学力学習状況調査とあわせまして、新たに学校生活全般に関します児童の心理検査であります Q U 検査費を計上いたしました。

5 ページへ行っていただきまして、中学校管理費では、ステージの文字幕、そで幕、放送設備など、施設の老朽化に伴います各種改修・補修工事を計上し、校内教育環境の整備を図ります。

中学校教育振興費では、全国学力学習状況調査とあわせまして、小学校と同様に Q

U検査費を計上をいたしました。

また、平成24年度から新学習指導要領が始まりますことから、新指導書の購入費を計上したところであります。

学校給食センター運営事業では、トイレ改修や食品保存用の大型冷蔵庫の購入費などを計上いたしました。

また、米の消費拡大、食育の観点から、村内の農産物加工組合でつくっている米粉パンの配膳を前年度に引き続き年12回行います。

教育文化施設の整備につきましては、文化財保護事業で県指定史跡の船山城跡への説明看板、標柱の更新設置費を計上しました。

安心・安全の確保としまして、防災対策費では、大規模災害の発生に備え、災害時の緊急避難施設への災害用備品の設置、医薬材料や非常用電源燃料などを計上いたしました。

農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業では、災害時に避難所などの電源を確保するため、予備電源装置を村内の9施設に設置をしております。

生活環境の整備では、環境衛生費として村内各所に広がります特定外来植物に対します駆除業務を緊急雇用創出事業を財源に計上し、環境の保全に努めてまいります。

村営住宅の建設事業では、人口増加対策や定住対策を目的に、中田島地区に戸建て住宅9戸を建設いたします。

住宅管理事業では、住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅57戸の改修を行います。

また、教員住宅を村営住宅に用途変更し、管理を行ってまいります。

生活基盤の整備では、土地利用の指針となります国土利用計画の見直し策定経費を計上いたしました。

村道改良事業では、測量設計、用地測量業務を含め、村道7路線の改良を行います。

継続路線としまして、葛北柳沢線を初め4路線、新たに大草桑原線を初め3路線の整備に着手し、引き続き交通の利便性の向上と安全性の確保に努めます。

村道の維持管理事業では、維持工事費2,860万円を計上し、舗装補修の対応を行います。

また、緊急雇用創出事業を活用しました中川保全隊の事業につきましては終了しましたが、今後も村道の側溝の管理、村道脇の支障木の伐採や河川などの維持保全の継続性を保つために維持管理業務費を計上をしたところであります。

橋梁維持管理費では、村内の橋梁の長寿命化を図るため、橋梁長寿命化計画の策定経費を計上いたしました。

河川整備事業では、堂洞沢の護岸工事を行います。

坂戸公園整備事業では、前年度に引き続き坂戸公園右岸の整備を行います。

また、公園管理事業では、大草城跡公園などの管理や整備を継続して行います。

産業の振興であります。農業委員会費では、遊休農地対策として農地相談員を設置し、農地の流動化を推進いたします。

農業振興事業では、原発事故に伴う農産物などの放射能分析、振興作物の普及拡大

補助としまして中川梅の里構想とあわせまして、村の振興作物に対する支援を梅、リンゴなどの苗木購入補助を対象に補助を行ってまいります。

また、農業後継者支援としまして、親元での就農者への就農祝金や認定農業者の認定者に対する激励金を計上したところであります。

農業者の戸別所得補償事業では、遊休農地対策や担い手対策に関しまして地域農業再生協議会を中心に事業を進めてまいります。

特に地域農業のよりどころとなります地域農業マスタープランの作成費を地域農業の再生協議会へ補助をしております。

農業後継者対策として担い手への農地集積協力に対する協力金、村内での青年就農者に対し経営開始のための給付金を計上いたしました。

鳥獣害の防止対策事業では、大草北部工区、南陽工区、桑原工区が23年度に完成し、大幅に事業費が減額となっておりますが、広域捕獲や個体数調整によります経費補助、わななどの資格取得、継続更新に係る補助を増額計上しました。

また、駆除後の残渣処理事業補助を新たに計上し、一層の農作物被害の防止に努めます。

農村災害対策整備事業では、継続事業として片桐地区と、新たに南向地区の農村災害対策整備計画の作成を行ってまいります。

林道改良事業では、四徳の林道小川内線の橋梁架けかえ、林道陣馬形線、黒牛折草峠線の舗装工事を各1kmずつ予定しましたことから大幅な増額となりました。

また、林道管理事業では、林道黒牛折草峠線の改良、銭峰線の改良を計上し、林道や周辺山林などの保全を行ってまいります。

地域づくりであります。村づくり事業では、地域自立促進プロジェクト事業としまして地域力創造アドバイザーを招聘し、過疎対策、地域活性化施策を検討することとしております。

また、村内各施設へのスムーズな誘導を図るため統一案内看板を設置をしております。

男女共同参画事業では、平成24年度で第2次計画が終了しまして、新たに第3次計画を策定することから、推進員によります検討、策定、印刷製本費までを計上したところであります。

行財政運営としまして、農業委員会委員の選挙費を計上をしたところでございます。

以下、歳出性質別内訳、それから7ページの財政状況につきましては、歳出別内訳については後ほどごらんいただき、また、財政状況につきましては、先ほど村長が申し上げたとおりでありますので省略をさせていただきたいというふうに思います。

この中で、特別会計の上2行がございますが、平成24年度末の基金残高の見込額であります。平成23年度末の残高14億6,552万円に積み立てを1,271万円いたしまして、取り崩しを2,010万円予定しているということから、24年度末の基金残高見込額の総額は14億5,813万円を見込んでいるところであります。

以下、特別会につきましては担当課長のほうからご説明いたしますので、よろしく

○保健福祉課長

お願いいたします。

それでは、保健福祉課所管の3つの特別会計についてお願いをしたいと思います。  
最初に議案第21号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

予算書では、オレンジ色のところでありませけれども、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,650万円と定めるものであります。

以下につきましては、お手元の当初予算提案説明の資料1に基づいて説明をさせていただきます。

7ページであります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、ただいま申し上げましたように総額4億8,650万円でありませけれども、前年度比1,900万円、4.1%の増となっております。これは、保険給付費が243万円、0.8%、後期高齢者支援金が525万円、8.3%、介護納付金が208万円、7.8%、あわせて高額療養費に係る共同事業拠出金が545万円、12.7%の増を見込むため、予算規模が膨らんだわけであります。

また、保険料率は前年度に税率の引き上げ改定を行ったことから、平成24年度は据え置き、保険料収入については10万円、0.1%増とほぼ横ばいの収入を見込んでいるところであります。

続きまして、議案第22号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計予算についてお願いをします。

予算書のほうではグリーンの色のところでありませけれども、そこの第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,700万円と定めるものであります。これにつきましては、前年度比9,200万円、20.2%と大幅な増となっております。これは介護サービス受給者の増加により介護サービス給付等諸費が8,767万円、20.4%の伸びとなったことが大きな要因となっております。

また、保険料区分は前年度に比べ2段引き上げ9段階、基準保険料額は7,920円引き上げて年額5万9,280円としたところであります。

次に、議案第23号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計予算についてお願いをします。

予算書では水色のところの仕切りのあるところでありませ。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,360万円と定めるものであります。これは、前年度比278万円、6.8%の増となっておりますが、保険者である長野県後期高齢者医療広域連合への保険料給付金の伸びによるもので、保険料率の引き上げとあわせて医療費の増加が大きな原因となっているところであります。

以上、3会計について、よろしくお願いをしたいと思います。

○建設水道課長

続きまして、議案第24号25号、また議案第26号について説明をさせていただきます。

まず、議案第24号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計予算であります、予算書の中では、後ろのほうに黄色い表紙でございます。ここからごらんをいただき

たいと思いますけれども、歳入歳出それぞれ2億2,500万円とするものでございます。これにつきましては、昨年度比で1.75%の減という数値となっております。

一時借入金の限度額については4,000万円といたします。

歳入であります、次のページで説明をさせていただきたいと思ひませけれども、負担金は、現年分及び滞納分を合わせて258万円を見込みました。

使用料については、料金を据え置き、ほぼ前年並みを計上をいたしてあります。

手数料につきましては、新年度が5年に1回の指定店の更新登録の年となるために、検査手数料と合わせて15万円を見込んだものでございます。

繰入金につきましては、前年度360万円減の1億7,000万円を計上をしてございませ。

歳出であります、11ページから事業ごと、特徴的なところを、若干、説明をさせていただきます。

総務費であります、職員人件費のほか公課費630万円を計上をしてあります。

7810 事業 公共下水道の維持管理事業であります、前年比94万7,000円減の3,670万円弱を見込みました。大草片桐の処理区別の予算計上を一本化した平成22年度から見比べますと220万円ほどの減額の計上となっております。

内容的には維持管理費でございますので、需用費の修繕料や工事費など以外は、極端に大きな変動はございませ。

去年と大きく違うところは、修繕では大草のOD槽のH鋼の塗装を予定してありまして、工事費では、新規1基接続の株田取りっというものを見込んであります。

地方債の元金につきましては1億3,500万円、利子が258万1,000円減の3,890万4,000円となっております。

予備費は118万5,000円といたしました。

次に、議案第25号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計予算をお願いをいたします。

紫っぽい表紙のところになります。

歳入歳出の総額であります、1億3,700万円となっております、前年度比4.2%の減でございます。

一時借入金の限度額は3,000万円といたします。

歳入であります、4ページをごらんをいただきたいと思ひませ。

分担金につきましては、新規の1件分を見込んであります。

使用料は、加入戸数は増えてありますけれども、世帯利用者の減少を見込み、滞納分を含め、およそ前年度比100万円減の1,950万円弱といたしました。

一般会計からの繰入金は前年より500万円減の1億1,600万円を見込んであります。

歳出であります、11ページからごらんをいただきたいと思ひませ。

総務費につきましては、人件費等のほか、公課費310万円を計上をしてあります。

その下であります、維持管理事業の中では、全体で前年比で150万円弱減の2,600万円余を計上をしてあります。

内訳の概要であります。こちらも公共共同様に維持管理費でございますので、極端に大きな変動はありませんけれども、修繕費で昨年計上した葛島のマンホールポンプの修繕等がなくなった分が落ちておりますし、委託料でも汚泥溶出検査や処理施設機器点検に盛ってあったオゾン層の活性炭の交換等が隔年で不要になったことに伴い減額となっております。

公債費につきましては、元金、利子ともに減り、元金が前年比 200 万円余減の 7,500 万円、利子は 166 万円減の 2,610 万円余を見込んでおります。

予備費については調整で 91 万円ほどを計上をいたしました。

次に、議案第 26 号 平成 24 年度中川村水道事業会計予算でございます。

緑っぽい、ちょっと色で中川村水道事業会計予算というところをごらんをいただきたいと思いますが、まず、水道の事業につきましては、地方公営企業法の規定に沿った予算案として提案をしております。

第 1 条 予算の内容をいかに定めるとする総則でございますが、第 2 条で業務の予定量を定めております。

第 3 条は損益に係る見込みで、収益的収入及び支出の予定額を前年同額の 8,845 万円とするものでございます。

収益事業の第 1 項であります。主たる営業に伴う給水収益、水道料であります。8,400 万円、受託工事の収益 20 万円、消火栓の工事負担金など、その他の営業収益 424 万 3,000 円を見込み、営業収益の合計を 8,834 万 3,000 円といたしました。

事業費費用の第 1 項 営業費用でございますが、主たる営業に伴う費用でありますけれども、水源や浄水場にかかる動力費、また、配水や給水にかかる委託料、修繕料、資材費や人件費等の、いわゆる維持管理にかかる費用と減価償却など資本にかかる費用で構成をされておまして、8,450 万 3,000 円を見込んでございます。

第 2 項の営業外費用につきましては、主に支払子息で 154 万 3,000 円を、その他、特別損失 1 万円と予備費 239 万 4,000 円で調整し、帳じりを合わせてございます。

第 4 条でありますけれども、資本取引にかかる収入及び支出の予定でございます。収支の不足額 4,288 万円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんをすることといたします。

収入は総額 197 万円を予定しておりますが、企業債は借り入れず、第 4 項の水道加入金 177 万円と第 5 項の繰入金の給水工事費負担金、配水等の補償金 20 万円を見込んでおります。

支出につきましては、第 1 項の建設改良費で配水管の布設がえですとか上水設備、機械及び装置の建設改良のために 4,144 万円を計上してございます。

28 ページをごらんをいただきたいと思いますが、中ほど、機械及び装置の電気設備につきましては、集中監視システムの OS であります X P に対応した機種を更新を予定をしております。

ポンプ設備では、飯沼の揚水ポンプの更新を、また、流水機は、牧ヶ原配水池のメーターを更新をする予定でございます。

調査費では、長期的な視点で浄水場や配水池の設備を進める上でビジョンの策定を計画をいたしております。

第 2 項では企業債の償還金 341 万円を計上しております。

2 ページに、すみません、お戻りをいただきまして、第 5 条のところでございますけれども、一時借入金の限度額を昨年同様の 3,000 万円と定めるものであります。

第 6 条 議会の議決を得なければ流用することのできない経費を職員給与費と定めるもので、当初の予定額上は、総係の給与、手当、法定福利の合計 1,353 万 6,000 円といたします。

第 7 条 棚卸資産の購入限度額を 200 万円と定めるものでございます。

以上、事業会計の説明を終わりにしますが、法令で定める予算等の添付資料を、その後ろのほうにつけてございますので、ご参照いただきたいと思います。

よろしく願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○5 番 (村田 豊) 一般会計の中で 7 点ほどお聞きをしたいんですが、きょう、再度、確認した資料の、新たに提示された資料もあります。予算書の中での 7 問ほどありますけれども、ページ、項目等、ちょっと細かいことですが、列記をしてあります。

ただ、この資料、きょうの 1、予算資料 1、それから予算資料の 2 等については、おおむね 1 については 5 ページと 6 ページのところに大枠出ておりますし、予算資料の 2 には 7 点のうち 6 点ほど、ちょっと細かいんですが、7 ページに、一番右側の細かい記入欄のところに載っておりますが、私のほうでは、この予算書の本文から拾い出しましたので、そのページと科目内容等を申し上げて質問をしたいと思います。

まず、1 点ですが、予算書の中で 47 ページの総務費の 2,281 番の電子化事業についてということで、それぞれ細目の中で、07 のホームページの構築費、備品の購入、18 番の備品購入費についてですけれども、最初に、ホームページにつきましては、23 年度の予算でも 62 万 5,000 円が計上されておまして、私も一般質問の中で、6 月と 9 月の折に、ホームページの更新を具体的にどんな日程で、タイムスケジュールで進めますかということをお聞きをしたんですが、最初の段階では年末まで、9 月の段階においては年度末までには更新、リニューアルをしますよというような答えだったわけですが、いまだに、ホームページを見ますと、リニューアル更新中というようなことですが、なぜ具体的に進まなかったのかという点が 1 点、それから、計上された予算が、どのくらい 23 年度の段階では活用されたのか、それと、もう 1 点は、備品購入費についてですけど、これはすべて新規購入分であるかどうか、昨年度もお聞きをした中では、レーザープリンター 15 機ある中で半分更新するけれど、半分については、次年度、更新検討、更新を考えておりますということであったわけですが、予算上、計上をされて、私の見方が間違っておりましたらですけど、いないんじゃないかなあというふうに感じます。その点、お聞きしたいということです。

それから、備品購入の中では、学校のフィルタリングサーバーというような購入費



用が計上されております。これは、23年度当初に具体的に問題があつて、前期の皆さんの中で検討がされ、改良が加えられたというふうには私は理解しておりますが、再度、24年度に、この計上しなきゃならなかったという、その内容についてお聞きしたいと思ひます。

それから、2番から、2、3、4、5という、この4点については、先ほど説明しました資料の中に、特に資料2については、7ページのところの一番奥のほうに載っておりますが、総務費の、52ページの総務費の2,257の村づくり事業の中で、特に15番の村内誘導サイン設置事業ということで、事業概要と対象箇所数等々を担当委員会でありませぬのでお聞きをしたいと、それから、2番目の補助対象事業、これは継続事業800万円ということですが、継続事業になっているかどうかという、この2点をお聞きしたいと思ひます。

それから、3点目として、83ページのほうに、予算書の中ではありますが、振興課の中で5,001番 農業委員会費の中で07の農地相談員設置事業、これは、202万円というふうな金額が計上をされておりますが、新規というふうに見受けまされけれど、農地利用の調整業務だけの専門員の設置費用なのかどうか、それから、これは単年度事業で、継続事業となつていないのかどうかということ、それと、もう1点は、なかなか、この農地流動化つていうのは進まないわけなんで、専門員を、これだけの業務だけに置くとしたら、実績とすれば、非常に上がらないような、農協のほうでも土地利用組合というのが設立されておりますけれど、流動化目標面積つていうのは、どのくらいに設定をされて、県のほうへ、例えば、要綱的に申請をされて、その補助金をもらうようになっているのかどうか、この3点について、この点についてはお聞きしたいと思ひます。

それから、4点目として、85ページ、振興課、やはり振興課ですけれども、5,103番の戸別所得補償事業の中で19番の交付金ですけど、農地の集積協力金、これは、金額にそれぞれ、その説明書の中に載っておりますけれど、これと、それから、青年の就農給付金、金額は上がっておりますが、面積はどのくらいなのか、それから、就農給付金をする対象人員は、どのくらいの目標人員を見込んでの予算の額になっているか、この点、2点お聞きしたいと思ひます。

それから、5点目として、やはり86ページに載っておりますが、振興課の中で5,107番の鳥獣害防除対策事業、先ほども、この資料2の7ページを見ますと、大枠は載っております。9,600万円であるとか載っておりますけれども、内容を見ますと、防護柵が減りましたので、数字は昨年より落ちておりますが、非常に、その対策事業のほうへ費用が多く盛られてきております。例えば、郡へ負担する負担金については、国・県から来た補助金を素通して郡のほうへ助成対象金額を郡の負担金として載せるのかどうか、それから、2点目としては、固体事業調整、あるいは駆除班に助成事業というのが、金額を見ますと非常に増えております。私のはじいた中で、これは間違いであれば恐縮ですけど、昨年に比べて180万円くらい、駆除だとか廃棄処理費用等を含めると、そのくらいの金額が増えているんですけど、このものがすべて猟

友会駆除班なり猟友会のほうへ交付をされる金額になるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

それから、6点目として、特に挙げてありませんが、この振興課のほうで5121 農業施設管理事業、13番の委託料ですが、具体的には農産加工施設の関係になるわけですが、2年間、地域雇用事業の補助金がありました。180万円くらいの減額に、加工施設のほうへ行くお金は少なくなると、そういう点では、運営上、支障なくやっつけられるのかどうか、それから、23年度の、この組み立ての数字、予算を立てられたときに、決算予想等、22年度の内容を見ながら、そういった内容を加味して計画が盛り込まれているのかどうか、一番心配するのは、先ほどの追加補正にも23年度のありましたが、補助事業外で足りなかつた、足りなかつたということで、いつも追加補正が出てきますけど、そういった追加補正が後で多額に提示されるようなことがないかどうか、この点、お聞きしたいと思ひます。

それから、最後の質問として、載っておりませぬが、ここには、細かいことですけど、104ページの消防費用の関係で2,711番の非常備消防費の中の報酬の関係ですけど、01の報酬です。このことについては、もう何年も、例えば、団長以下、非常備消防員の報酬が据え置きになっております。さきの8番議員の一般質問の中でありましたけれども、近隣との比較をして十分配慮をすべきだというようなことも一般質問の中でありましたけれども、そうした一般質問での内容、あるいは団員からの意見を反映された予算計上がされているかどうか、それから、もう1点は、当然、このことは消防委員会で検討を加えられていると思ひますけれども、消防委員会で具体的に内容を検討されて予算が提示されたと思ひますけれど、十分なる討議がされているかどうか、この7点についてお聞きをしたい。

○総務課長

それでは、まず、総務課関係の質問についてお答えをさせていただいて、まとめてお答えをさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に予算書の47ページでございますホームページの構築事業に関してであります。

平成23年度予算で62万5,000円を計上いたしまして、ホームページの再構築を行うということを予算化をしているところでありますけれども、いまだにリニューアルされていないのはなぜかというご質問でございますが、これに関しましては、リニューアルできない理由というのは、こちら側にあるわけでございますが、1つは、再構築を行うに当たって、どうするのがいいかということ発注者側として、そのホームページの仕様をつくるのに非常に手間取つたということがございます。

それと、もう1つは、これは62万5,000円という予算、非常に限られた予算の中で、いかに、どの部分を直すかということが、業者側に提案したときに、非常に、このことについて、業者さんのほうからも、なかなか、この金額ではというご意見をちょうだいする中で、最終的には、辞退が相次いだということでございまして、最終契約が今年の1月11日から3月26日のリニューアル契約になってございまして、今現在、業者のほうからの提案、いわゆる、その通常のホームページの構築状況の中で、業者

側から、このものが、まだ足りないのではないかとことを踏まえて、その提案を基にして、今度は、こちら側のほうから、こういうサイトを入れることはできないのかということでの詰めを、今、行っているところであります。これができますと、1つは形が整ってくるということでもありますので、3月の末までには、形の上では何とかなるのかなということでございます。おくれたのは、おくれておりますのは、そういう理由でございます。

それから、もう1つ、備品購入でございますが、新規購入について、昨年度、レーザープリンター、15台あるうちの8台を平成23年度で更新をして、残りの7台は平成24年に更新をするというふうにお答えをさせていただいたところでございますが、今年度の予算で、なぜ、これが入っていないかということかと思えます。

これは、実は、23年度の段階で、入札、指名競争入札でございますが、行った結果、予算の範囲の中で8台とってございましたが、もう3台分できるということになりましたので、これを変更契約をいたしまして、1つは、古くなっている物については更新をかけたということでございます。

残り4台であります。4台のうち1台は、昨年度は議会事務局にあるレーザープリンターでございますが、これは、選挙、県議会議員選挙等の予算費用の中で、これは更新ができたということでございます。

したがいまして、3台残っているわけですが、3台の残りというのが予備プリンターでございます。1つは、税申告の会場の中で、今、使っているものであります。もう1台が防災会議室に備えつけてあるもの、通常では、財政係のほうで査定時に使っているものでございます。それから、もう1台が地域包括支援センターにあるもの、この3台であります。これらについては、年数、経年変化はかなりあるわけがありますけれども、利用頻度が非常に少ないということがありますので、このものについては、しばらく、このまま使うということと、包括支援センターについては、特に使用頻度が少なくありますので、保健センターにありますプリンターと、これは更新したものでございますが、23年度に更新しておりますが、これと兼用で使ってもらうということにより、何とかなるということで、新たな予算は計上していないということでもあります。

したがいまして、備品購入で新年度で計上しておりますものにつきましては、すべて新しいもの、サーバーの購入ですとかラックの購入、それから、次に申し上げますフィルタリングサーバーの更新については、当然、新しいものをすべて購入するという計上してございます。

次に、フィルタリングサーバーは、23年度当初、予算対応されたのではないかとということでございますが、23年度では予算計上をしておりません。

24年度のフィルタリングサーバーにつきましては、3枚でございます生徒用のパソコン、パソコン教室にあるものでございますが、このパソコンが外部に、インターネットを通じて外部に情報を求めたときに、有害サイト等の危険なサイトに接続することを遮断するためのフィルタリングサーバーというものでございまして、これについ

ては、新たに購入するものでございます。

なお、LG1、もしかしたらサーバーのことかなあというふうに私も思ったんですが、LG1サーバーについては、7年の経過がございますので、老朽化に伴い、これについては更新をいたしております。23年度で更新をしております。

次に、52ページの村づくり事業に関してのご質問でございますが、村内誘導サインの設置事業のことではありますが、まず、事業としましては、これは、実は平成23年度でやりましたのが、下平の交差点、それから沖町の辻と申しますか、あそこのところの手前にある交通安全標識を兼ねたといいますが、交通安全標識なんです、看板は更新をいたしました。もうじき、今週ですけど、検査をいたしますけれども、これとは違いまして、民間のといいますが、民間の皆さん、それぞれに、今、看板が乱立しております。これを村の必要な箇所、村外から見えた方に対してよくわかるように、1つは景観上のこともありまして、統一ができないかということの提案であります。形を統一し、一番効果的なところに設置をしていこうということで、中身につきましては、これから検討するということでもありますけれども、今、予定をしておりますのが、坂戸橋を渡ってきてT字路のところであつかるところの交差点付近ですとか、渡場のほうですとか、片桐、全部で大体8カ所～9カ所くらいのところを設置したらどうかということで、おおよそ8カ所として、1カ所100万円程度というようなのを、金額を計上しているということでありまして、細かいことについては、これから商工会や民間の皆さんとも協議をする中で、デザイン等、統一を図ってまいりたいということ考えております。

また、この事業に関しましての予算でございますが、過疎債、ソフト事業債が、これは充当できますので、これに対応していきたいというふうなのが1つの考え方でございます。

それから、消防費に関してのご質問でございますが、非常備消防費の非常備消防の団員、団長以下、団員の皆さんの報酬の件でございます。

今、ご指摘いただきましたとおり、12月の議会の中で非常備消防の団員の報酬、近隣と比較する中でも、ちょっと少ないということがご指摘をいただいているところでございます。

報酬につきましては、ご指摘がありましたとおり、平成16年度以降、据え置きになっております。これも改めて調べたところでございますが、そういうふうになっております。

消防委員会につきまして、この予算で検討したかというご質問ですけれども、消防委員会につきましては、所掌事項としまして団員の服務ですとか待遇、それから施設の改善等について村長の諮問に対して答申をしていくというのが形になっておりますので、1つは、原則としましては、諮問機関であるというようなこともありますので、24年度の中で、こういうものについては検討するかどうかと、諮問していくかどうかということについては、もう少し検討した上で考えてまいりたいというふうに思っております。

なお、具体的な報酬等につきましては、特別職の職員等の報酬を審議する場で、具体的にはご意見をいただくというのが過去の慣例になっているようでございますので、そんな点もお含みおきいただきたいと思います。

財政状況ですとか、近隣の町村との比較、これにつきましては、下伊那北部、それから、隣の飯島町までしか調べてございませんので、もう少し範囲を広げの中で、また、平成15年16年に改正をしてきた理由といたしますか、経過も踏まえた上で、検討事項に当たるといふふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○振興課長 それでは、ただいまの村田議員の質問の3つ目から6つ目までについて私のほうからお答えさせていただきます。

まず、農地相談員の設置事業でありますけれども、この農地相談員というのは、農地法の適正な施行を進めるために設置ができるということで、これは県の補助事業であります。

単年度事業ではなく継続事業ですかということですが、これにつきましては、毎年、必要に応じて県へ希望を上げるという性格でありまして、従来、うちでは置いておりませんでした。現在の状況から、この農地の適正な施行という中には、当然、ただいまやっております農業振興地域の総合見直し、それから農地の流動化、担い手の確保、こういったことにも十分かかわってくることで、そういった状況を見ながら判断していきたいというふうには考えております。

それから、年間の流動化確定の目標面積ですけれども、この事業は、特に要望段階では設定は必要ございませんし、先ほども言ったように目標が流動化だけではありませんので、目標面積については設定してございません。

それから、戸別所得補償事業の農地集積協力金ですけれども、この農地集積協力金につきましては、国が、平成24年度の予算編成の中から、急遽、出てきた新規の事業であります。これも2つございます。経営転換協力金ということで、農業を一切辞めてしまって、その土地を担い手へ貸した場合、それから、分散サクホ解消協力金ということで、例えば、一生懸命、農地を集積して経営されておられる方がおられますけれども、あっちこっちに、大体、飛んでいるケースが多いと、それを連単して借りられるようなことを図っていきたいという、これも国の新たな制度であります。一応、まだ、国から細かい要項が示されておられません。はっきり言って。ただし、やはり、農業推進上、必要な事業ですし、当然、該当があれば、すぐ対応をしたいということで、株的に予算をとらせていただいておりますので、ご承知おきいただければと思ひます。

それから、5番目の鳥獣害防止対策事業でありますけれども、まず、郡の負担金は助成金対応分ですかというご質問ですが、平成23年度、中川では、大草北部、南陽、それから天堤、この防護柵をやってまいりましたけれども、これを補助事業を採択される段階で、国のほうで、1つは点数で評価すると、その中で、広域の体制ということがございまして、急遽、当初の予算とは別に上伊那8カ町村が一体となった取り組みに変えたところで、この部分、当初予算じゃなく、補正で組み替えをさせて

いただきましたので、今回、新たな予算措置のように見えますけれども、23年度と同様の対応でして、要は、国は2分の1補助でありますので、残りの2分の1分を村が、伊那市、一応、事務局、伊那市のほうですので、この上伊那の協議会のほうへ負担金として出すということでもあります。

それから、個体数調整事業等、駆除班助成事業等で180万円、同額になっているが、すべて猟友会駆除班へ交付というのかということですが、これにつきましては、この補助金の中で、村単農作物有害鳥獣駆除対策事業、村単事業分という50万円につきましては、これは、あくまでも村内で複数の方が共同で設置する防護柵等に対するものであり、これは駆除班へ行くものではございません。

それから、農作物有害鳥獣駆除対策協議会、これは、村、農業委員会、議会の代表の方、あるいは各地区の営農組合、農協、生産部会、そういったもので組織しております中川村農作物有害鳥獣駆除対策協議会、この運営費としていくものでございます。

それから、野生鳥獣総合管理事業補助という、この部分につきましては、広域捕獲支援事業の40万1,000円については、昨年と同じ継続事業で、これは駆除班へまいます。

それから、有害鳥獣個体数調整事業の226万5,000円ですが、これにつきましては、昨年6月にお話をさせていただきましたが、1つは、県が市町村へ個体数調整の割り当てを平成23年からしております。そのために、大幅に、去年6月に、一度、補正をさせていただいておりますけれども、この部分は、前年当初予算等の比較ですと86万円増えている格好になります。しかし、6月補正からですと16万円の増という結果になります。それと、6月補正で増えた原因の1つは、今までニホンジカ1頭当たりの単価4,000円だったものを、1,000円、村で上乗せして5,000円に上げたという、これも、1つ影響がございますのと、あと、南向地区で、かなり防護柵を張ってきた結果、もともと地区に住み着いているハクビシンとかタヌキの被害が最近では目立ってきている傾向にあります。今まで、ハクビシン、タヌキについては、村では、この補助金対象にしておりませんでした。駆除依頼が結構増えてきておりますので、新たに補助対象にしたと、それと、中川村にはアライグマがいなかったことと、今までは来ましたが、目撃情報も出てきておりますので、アライグマも含めて、このハクビシン、タヌキ、アライグマ、これを対象にしていくということで、この部分は増えてきております。

それから、その下の駆除対策の資格取得補助、駆除対策の資格継続補助、これは、狩猟免許のある方々、それぞれ個人に対して助成をするものであります。

それから、残渣処理事業14万円、これは、新たに、新規に設けさせていただきましたけれども、有害鳥獣の駆除の頭数が非常に増えてきたと、今まで会員の皆さんの自分の土地で重機で穴を掘って埋けていたけれども、大変になってしまったということで、村のほうで何とか処理場をというようなお話もございましたけれども、残渣処理について、村のほうでは管理等ができませんので、猟友会のほうへ補助金を交付して、用地を確保、維持管理していただきたいということで、新たに補助をとったわけです。

それから、猟友会で有害鳥獣駆除班の活動補助という、これは、本年度、新たな30万円であります。これにつきましては、現実的に有害鳥獣の駆除として出ていただいた場合に、1人1回の出動手当が1,500円ということで、これは、いかにも低いぞということもございまして、それと、わなには補助金が交付されていないという、補助金というか、日当が交付されていないということもございまして、一応、駆除対策班としては、どうしても、この猟友会の皆さんに中心になって活動していただかないと駆除が進まないという中で、猟友会の財政基盤の安定のために、村としては30万円を支援していこうということでもあります。

それから、最後に農業施設管理事業でありますけれども、農産加工施設について、平成22年、23年度、2年間にわたって、それぞれ1名ずつの臨時職員、賃金を村で見えてまいりました。当初の計画では、3年経過後は指定管理へ移行ということで進めてきております。そんな中で、平成23年度は、この臨時職員、村で費用を見ながら、村の臨時職員という扱いで県等の研修に積極的に参加していただいて、農産物の加工、販売、マーケティング、そういった知識を得ていただいたつもりであります。3年目の今年については、ぜひ、自主的な活動の中で、また、村も3年経過後に指定管理としてしっかりした組織になっていただきたいということで、今回は、人件費を村では見ずに、自分たちの加工、販売活動の中で、そういった費用も賄って、しっかりした体制を整えていただきたいということを、考え方をもちまして、今回は人件費の補助は載せていないということでもあります。

以上であります。

申しわけございません。

青年就農給付金の目標見込人員ですけれども、一応、これも、農地集積協力金と同じで、まだ、本当、概要しか国では示してくれてきておりません。ただ、今現在、国で示していただいている中では、基本的に新規就農ということで、親元就農は対象にならないというような方向が示されていますが、そんな中では、一応、これも株田として2名、150万円、1人1年間150万円ですので、2名分を株田としてとらせていただいております。

なお、この両方の事業ともそうですけれども、これは、現在の段階、私たちの承知している範囲では、市町村の持ち出しなしの、トンネルというか、というふうに見ておりますので、一応、株田的に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○5 番 (村田 豊) 3点ほど確認をさせていただきたいと思います。

ちょっと私のほうの勘違いで、1問目の④、フィルタリングサーバーにつきましては、23年でなくて前期の末、22年のときの中で、こういった問題があっただけで対応がされているんじゃないかと思いますが、1年間置いただけで、こういうものが学校のほうで必要になってきているのかどうか、新規購入をしなければならないような状態、このときに対応して入れておられるとしたら、どうなのかということなんです。

それから、もう1点は、ホームページのことですけれども、私が、どうも、ちょっと

こんなこと言うと怒られるかもしれませんが、1年間、最初3月ごろ出ました。1年間かかって、まだ詰めができない、ちょっと行政の、何か甘さがあるというふうに感じますので、この点は、もう、ここへ来たら、本年度の170幾らというような予算を計上されているわけですので、できるだけ早い時期にすばらしい内容の更新をしてもらいたいと思いますが、その辺、その点、もう1回お願いします。

フィルタリングサーバーについては教育委員会のほうにお願いしたいと思います。

それから、3番目の質問の中で、農地利用集積専門員ということですけど、農協のほうには、土地利用組合ということも2年ほど前から立ち上げて、具体的に流動化を図っているわけですが、希望は、委託はたくさん出てきますが、受けてもらう受託の対象者が非常に少ないと、出てくる3分の1くらいしか、実際は土地の流動化の確定ができないというような実態が出ておりますが、できるだけ連携をとって、強めて、行政のほうでも十分力を入れていただいていると思いますけれども、農業委員会の皆さん等を含めて、これを、もう一度、ある程度、実が上がるような方向をとっていただきたいと思います。そこらのところも、もう一度お願いしたいと思います。

○総務課長 幾つか調べてお答えをしなければいけないことがございますので、これは、ちょっと、あれとしまして、ホームページのリニューアルの件でございまして、平成23年の4月1日の時点では、もう更新するという準備をしている、準備にかかってしかなるべきであるというのは仰せのとおりでありまして、これが途中で職員の人事異動に伴いましておこなっているということもありますけれども、これについては、担当の仕事として非常に反省をしているということでございます。

それから、今、申し上げたフィルタリングサーバーにつきましては、ちょっと調べさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長 長 ただいまの件は後ほどの休憩の間に調べさせますので、後ほどの報告とさせます。

○振興課長 ただいま村田議員さんからありましたJAとの連携ということですが、やはり、村だけで持っている情報だけでは不十分であります。また、農協さんのほうでも、農協さんとしても、それだけの情報ではなかなか無理と、最近では、最近の事例あったんですけれども、お隣の松川と、ちょっと連携した取り組みもございました。そんな中では、JA、それから村、また近隣との連携というものは、当然、今後、進めてまいりたいというふうにご検討しておりますので、お願ひします。

○議長 長 ここで暫時休憩とします。再開を3時とします。

[午後2時47分 休憩]

[午後3時00分 再開]

○議長 長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

○総務課長 それでは、先ほどのご質問の件について調べた中でのお答えをさせていただきます。学校の子供用の――子供っていうか、児童・生徒用のパソコンでございまして、これにつきましては、同じように外部接続する場合に、フィルタリングサーバー、これはIフィルターという、そういう名称のようなんですけれども、そのフィルターを動かすためのサーバーを経由して外部に接続するというふうになっているようであります。

平成 22 年には、これを、実は、サーバーが、I フィルターが働くようにサーバーの設定をしていなかった、一時、これを解除したようでございますので、そのために外部と接続ができるようになってしまったということがありましたので、このものの、また解除から設定をし直したと、こういう更新をしたということでありまして、ファイルサーバー自体を新しくしたわけでないということでございます。

今回、実は、このサーバー自体が非常に古いものでございまして、今、ちょっと、いつ、何年製造で、何年で製造が終わっているかっていうことは、ちょっと、また調べておりますけれども、もう、かなり、2010 年のウィンドウズ対応のサーバーのようでありまして、非常に大きなものであります。今は非常に小さいんですけども、ですので、このフィルターについては、今回、サーバーともども更新をしていくということであるということでございます。

○教 育 長 　ただいま総務課長の話で十分尽きるわけですが、誤解があつてはいけませんのでつけ加えをさせていただきますけれども、問題が発生をしたときに、サーバーの設定変更をすることによってフィルタリングがかかるようになり、セキュリティが完全になって、それ以後も、また、それ以前も、特に問題なく推移して現在の至っております。

今回は、今、話がありましたように、サーバーそのものの機械が古くなっているのでも新しくするというのでして、設定を変えるとか、そういうことではありませんので、設定は今までどおりフィルターのかかったものを設定で行くということですので、ご理解いただきたいと思ひます。

　以上です。

○議 長 　ほかに質疑ありませんか。

○2 番 　（高橋 昭夫） 2 番。

　4 点ほどお聞きをしたいと思います。

P47、今ありましたホームページの再構築につきましては、やはり予算計上以前の問題で、その詰めといたしますか、構えといたしますか、そうしたものを大いにまとめて事に当たると、そういうことを、あえて注文しておきます。

それから、P52 ですが、特定外来植物駆除っていうのがあるんです。数字、408 万円となっておりますけれども、これ、アレチウリなんかを実際やっておりますけれども、どうも、そのポーズ的で、実りのあるといたしますか、そういう状況にない、やはり、効果性を高める意味で、どのような取り組みをするのか、その辺の見直しが必要だと思ひますけど、考えをお聞きしたいと思います。

それから、村道の維持管理っていいですか、そういう部分で、管理事業ですけども、P99 ですが、ずく出し事業というのが前年より 100 万円ほど少なくなっています。これは、事業推進の意味で、ある程度、年数を経ますと、そういう事業が減っているのかもしれないし、今年の場合の、その数字の上げ方というのは、量が、もう、余り申し込みがないからということなのか、あるいは予算的に無理と、そういうような判断か、その辺を確認をしたいと思います。

それから、有害鳥獣の駆除の関係でありますけれども、大分、工事が進捗をしておりますが、現地を見ますと、立木が幅 10m ぐらいで切りますから、そうしますと、相当に高い木が両方に、柵の、あるわけで、これは、風害なり何かにより、相当、その柵に倒れるということを懸念するわけです。そうしたものの、防備して、できるだけ、そういうものが発生した場合の対応というものは、早急な構えというものが必要かと思ひますけど、その辺をお伺いしたいと思います。

　以上であります。

○建設水道課長 　順番が、ちょっと違いますが、私のほうから先にずくだしのところについてお答えをさせていただきます。

　昨年に比べ 100 万円減になっていると、どういうことかと、こういうことだと思ひます。

　これまで農地水というお金が、補助金が出ておりまして、共同活動事業ということで、各地区でそれぞれ取り組んでいただいておりますが、平成 23 年度の後半から管理事業というものが予算がつきまして、相当なお金がこちらに来ている、これにつきましては、振興課長からも説明があつたとおりであります。過去にあつたと思ひますけれども、共同活動もできる労働分ですとか活動についても、委託をしながら改修ができるという事業がございます。ずく出しの補助事業を使うより、こちらの事業のほうを使いやすさがあるし、地方的としても取り組みやすい、それから、これについては、年度内で繰り越しができないために、年度内で整備し、使い切るということを想定しますと、各地区が先にこちらを使うだろうということで、現状を見比べながら、とりあえず 100 万円を計画したと、こういうことでございます。

○住民税務課長 　特定外来植物の駆除業務でありますけれども、今年度——来年度か、408 万 5,000 円という予算を計上してあります。23 年度は 120 万 8,000 円という予算でありましたけれども、来年度につきましては、県緊急雇用の補助事業を、枠が、まだあるということで拡充をしてあります。

内容的には、昨年まではアレチウリを中心としてやってきたわけでありましてけれども、それに加えてオオキンケイギク、セイタカアワダチソウを含めた駆除を行っていききたいというふうに考えております。

　委託業務の内訳でありますけれども、まず植生調査を行って、それから駆除業務を行うということで、植生調査のほうも来年度は行うということで、事業費も増えているという、そんな状況であります。

　以上であります。

○総務課長 　先ほど村田議員さんのご質問でもお答えをさせていただきましたが、当初予算の中で、23 年度当初でホームページの更新につきましては予算計上をされておつたところが、いまだにできておらないというのは、言いわけめいたことを申し上げましたが、1 つは、村の顔になるホームページでありますので慎重を期さなければいけません、それにしても取りかかりが 1 つは遅かつたということございまして、これについては大いに反省をしているということでございます。

○振興課長 防護柵につきましてですけれども、昨年9月の台風15号でも、葛島地区で倒木による破損がございました。今回、整備した大草北部もそうなんですけれども、設置した段階で、予備的に補修用に材料を一部確保して、各地区で管理をしていただいております。昨年9月は、そういった物を活用していただいたり、それから、農地・水保全管理支払交付金事業、現在やっているんですけれども、このほうで維持管理の要する費用は負担することもでき、そういったものを活用しながら補修を行っているところであります。

○議長 ほか質疑ありますか。  
○7番 (湯澤 賢一) 今の、また5番議員からも出ました村のホームページの問題であります。課長が、もう既に反省して謝っているという中で、また聞くも、ちょっと変なもんなんです。少し、ちょっと切り口を変えて質問させていただきます。

当初予算で、先ほどから出ているように、去年の当初予算では62万5,000円、それで、9月の補正では、やはり78万8,000円と、これは緊急雇用で補正されているんです。それで、今年、今度のあれで171万円が出てきたのは、非常に、ちょっと、自分ばかりでしたんですが、今、聞きましたところ、3月で、一応、構想ができるという、構想ができるということで、171万円は、その後の、構想の後の運営費というか、どういうものなのか、それが1点と、それから、62万5,000円と78万8,000円の、このお金は、62万5,000円では安いと言われてから改めて補正して78万8,000円足して、その業者をお願いしたのか、それから、もう1点は、緊急雇用というお金は、業者に払う、使っているのか、これはハローワークを使って人を雇うお金、緊急に雇用を創出する事業ですよ、そうすると、こういうことでいいのか、ちょっと疑問に思うわけではありますが、その点、お願いします。

一括です。別には、今、言った緊急雇用創出事業による雇用とは、どういうことなのか、もう一度、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

それから、地域自主戦略交付金、これ、今年予算の30、31ページに出ておりますが、これは、初めてのよう、出てきた、前にあったのかなあ、ちょっとわからないけど、どのような内容の交付金なのか、これも、村が計画して自主戦略を立てて使うのか、それとも、場合によっては、住民に投げかけて、こういう交付金があるけれども、どうだっというふうなやり方ができないお金なのか、それもちょうとお聞きしたいと思います。

それから、85ページの青年就農給付金についてであります。これ、私の前回の12月の一般質問のときに振興課長が、農水省でこういうふうな交付金を考えているよと、間もなく決まるんじゃないかという、言われた、あれなのかどうかという、それを、そのことをお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、平成23年度の村のホームページの再構築事業委託料62万5,000円でございますが、これについては、その名のとおりホームページを再構築するために業者に委託をする金額でございます。これによりホームページの形等がリニューアルされるというものでございます。

それから、昨年9月に78万8,000円の補正をいたしました。これは、議員、おっしゃられましたとおり緊急雇用事業です。中身は、広報情報係が欠員となっております、この広報等の作成、調査といいますか、広報活動の補助、それから、もう1つは、ホームページの再構築に関連して、基本的には、各管理のほうでは任せきれない部分がございますので、入力等の目的でもって、今年3月までに雇用をする、こういう予算でございますので、78万8,000円の緊急雇用事業の予算が委託料62万5,000円にプラスされて業者に行くものではございません。

それから、2点目の村のホームページの再構築事業の事務費が171万円新たに計上されているということも含めまして、緊急雇用事業自体の性格について、もう一遍、述べよということでございますが、1つは、おっしゃられましたとおり、東日本大震災以降、または、それ以前で、最近、離職された方、こういった方を雇用して、1つは経済の底上げを図っていくという目的のために、国が基金を用意をして、これによって事業を展開しているものでございます。

したがって、中心は、離職者、こういう皆さんに、いわゆる、その広く——職といいますかをあっせんをというか、ハローワーク等で紹介をして、そういう中から、ふさわしい方を契約をして、面接の後、契約をして雇用するというのが大筋の考え方ですが、実は、それだけではなくて、ここの村の中ではでき切れない事業というのがございます。これは、1つは、事業者の手によらないとできるものというのがございますので、こういったものについては業者に委託をすることも可能であるというようなことになっているところでありますので、そのようにご理解をいただきたいということでございます。

したがって、今年度、今まで、23年度もそうですし、24年度の予算につきましても、緊急雇用事業についてはハローワーク、ハローワークでやり切れないところについては、いわゆる、その、何といいますか、CATV、それから有線等を通じて、ハローワークが中心になりますが、事業、紹介をして、その中から雇用していくという形でやるものでございます。

よろしいでしょうか。

○振興課長 青年就農給付金でありますけれども、湯澤議員がおっしゃられたとおり、12月にお話したものでありまして、1年間に150万円交付されるというものでありますけれども、概要については担当者に説明会ございましたけれども、また要綱等が、しっかりしたものが決まっております。

ただ、私どもとしては、恐らく、今後、早急に要綱が示されると思いますけれども、4月以降、これが発効した段階でスムーズに該当者、あるいは申請された方の対応ができるように、今回、株田として予算をとらせていただいております。

この青年就農給付金につきましては、基本的に2つあります。1つは、経営開始型——経営開始型、要は、新たに農業を始めたよというもの、それと、準備型、これは、就農する前に農業技術の研修を受けると、その研修を受けている最中に150万円、1年間にもらえるというものと2通りございますけれども、両方とも、年齢制限とか、

一応、要件等が、概略、示されておりますけれども、まだ私どもでも村民に周知するだけの確実な情報が手元へ入っていないのが現状であります。

以上です。

○副 村 長 地域自主戦略交付金のご質問でありますけれども、従来は国庫補助金という形で、いわゆるひも付補助金とかいうような形で言われておりましたけれども、平成 23 年度から創設をされた交付金であります。平成 23 年度については、第 1 段階として都道府県を対象に、それから、24 年度については各地方自治体ということで、頭首の補助金の一括交付金化ということでございます。

対象となります事業は、身近なものでいきますと、国土交通省などの、例えば道路整備の国庫補助金というものを一括交付金として交付をするという内容になっております。

算定につきましては、各市町村の道路延長ですとか橋梁の数ですとか、はたまた人口ですとか面積、そういったものを勘案して交付されるということになっております

また、今回、住宅の関係でもございますけど、公営住宅等のストック数等も勘案されながら交付金を交付されるというものでありまして、お話のありましたように住民の皆さんが何かをするための補助金というか、交付金というものと、ちょっと意味合いが違いまして、地方自治体が行います事業に対しての一括交付ということでありますので、お願いいたします。

○7 番 (湯澤 賢一) ちょっとこだわるようですが、緊急雇用って、業者に任せてもいいと、ただ、業者に任せることによって緊急雇用が新たに生じると、そういうふうな性質の事業ですよ、そういうことだと思います。そうなんですよ。そのことを確認したいことと、それから、例えば、これから始まる 171 万円の使い道は、要するに構想ができた、それを、こう、より、何ていうかな、内容の深いものにしていく作業だと思いますが、その人を、例えば、そうした、今、コンピューター関係の技術を持った人って、結構、村内にいっぱいいると思うんですが、そういう人たちに、こういう話が何らかの形で行って、そういう人たちが応募できる性質のものなのかどうかということをお聞きします。

それと、それで結構です。すみません。よろしく申し上げます。

○総務課長 業者委託をしたときに、そこで新たに雇用が生まれるということは前提になっております。

それから、もう 1 つ、村のホームページの再構築事業の中での緊急雇用事業 171 万円の予算計上でございますが、これにつきましては、ホームページはリニューアルをするということと、1 年間は無料で保守点検等を契約の中にもうたいこんでございまして、そのことは別にして、新たなホームページにつきましては、基本的には各課が責任を持ってということ更新をしていくというふうに申し上げましたが、現実の中では、なかなか難しいものですから、これについては、ある程度、こういうことにたけた方、当然、採用の方法については、今現在、ハローワークに募集をかけるというのが前提に考えておりますが、そういう方にお手伝いをいただいて、指導という

のはおこがましいわけではありますが、お手伝いをしてもらおうと、そういうために雇うということで、今、考えております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○6 番 (大原 孝芳) すみません。学校教育費のことで、ちょっとお伺いします。

小中学校で、両方なんですけど、教育振興費の中に全国学力テストの項目がございます。それで、私の認識ですと、その結果をですね、発表するか、しないかは自治体の判断に任されていると思うんですが、この 24 年度はですね、例えば、この発表についてはどのようにお考えになっているかっていうことと、今まで、多分、発表されてこなかったかと思いますが、そこら辺の、どういような理由で今まで、現在に至っているかという、そこら辺をお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○教 育 長 全国学力学習状況調査の件でありますけれども、本年度、小中学校で実施の予定でおります。

結果の公表につきましては、議会全協等で大まかな点について申し上げたいというふうに考えております。

それから、以前はどうであったかっていうことですが、19 年度に、この全国学力学習状況調査が始まりまして、19 年度には、こちら、議会のほうに質問等もありまして、全協等を含めて、ある程度の丁寧な説明をしたつもりであります。

20 年度については、特別な質問等もございませんでしたけれども、教育委員会のほうで前年度に倣って大まかな結果を全協のほうで私のほうから報告をした記憶があります。

以後、21、22 年と昨年までにつきましては、特別の大きな子供たちの学力の大きな変動とか、そういうものが特には見られませんでしたので、ほぼ全国的なレベルというふうに判断をしておりましたので、それぞれの学校で、さらに、より学力の向上に向けての努力をしてもらうことをお願いをしながら、公表につきましては、特にこちらからは申し上げておりませんでした。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありますか。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は 1 件お願いしたいと思いますが、生活基盤の整備の関係で村道の維持管理事業についてお聞きしたいと思います。4,533 万 5,000 円、本年度、昨年の予算が 5,786 万 1,000 円ということで、1,252 万 6,000 円の減ということになっております。先ほどの説明の中で、緊急雇用創出事業を活用した中川保全隊の、この補助事業の業務、事業が終了したということでありまして。さきの一般質問の中でも、ちょっと道路の管理の中で保全隊のことに触れましたが、子供たちの通う道路等の側道の白線がはっきり見えるようになって、子供たちも安心して通学できるというふうな状況や、なかなか地域の道路の維持管理では手が届かないようなところまで、きちっと、その維持管理がされて、側道の邪魔木の伐採だとか、側溝等の管理が十分にできて大変よくなったというふうに思っておりますし、この事業の成果は大変大きかったなというふうに思うわけでありまして。

今年度の予算の中で、今まで、そういった保全隊が担ってきた分で、一応、一段落というふうな解釈だというふうに思いますけれども、側溝だとか支障木、この中に河川の維持というふうなものも含まれて、保全の継続性を保つために、これ、63万円を計上したというふうに、63万円が計上されているんですが、村長の、ちょっと話にもありましたが、地域での、なかなか、そういった道路の維持管理というふうなことに、集落の手間的なもので大変苦勞をしているというふうな現状を踏まえると、この63万円継続性を保つ、本当にそれだけのものに考えているんだか、私が考えると、もう少し、その分を、基本的に見ていったほうがいいんじゃないかというふうに考えるわけですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

道路の維持管理費が前年度に比べて1,000万円減額になっていると、とりわけ保全隊で700万円くらいのが賃金のほうに移って、70～80万円の予算でどの程度になるのかと、こういう話かと思えます。

一般質問の中でも保全隊の、その効果ですとか、そんな話も出されていたところがありますが、国庫の補助がなくなった段階で、単独では、これは、なかなか出しづらいというふうなお話はさせていただいたところでもあります。

これにかわるものとして、緊急雇用対策の中で、先ほど住民税務課長のほうからお話がありました外来種のほうに予算が振りかわるということはありませんが、新しい事業に移っていったと、こういうふうに理解をしておりますが、村道の維持自体につきましても、以前の一般質問で中塚議員さんからもご質問があったとおり、どうやって維持管理を続けていくかという問題がありまして、実は、昨年12月の末の総代会のときに各地区へお願いをしまして、現行の維持管理をしているところの地図をつくってほしいと、それで、1月の土木部長会の際に提出をしてください、こんなお願いをしてきたところで、今、うちのほうに、その資料が上がってきております。保全隊でやったところと各地区がやっているところと、その付けあわせを、今、担当のほうが行っているところとありますが、大体6月前後になりますと、道路の維持管理事業で、各地区が、道普請ですとか、いろいろ草刈りの作業ですとか、やってくれますので、それまでに、どの部分が足りていないのか、どの部分が重複するのか、そういうところを担当で付けあわせをしながら、足りていないところは、じゃあ、ここを入れるとか、もう少し、どっちかが、もうちょっと地区の中で手を伸ばしてくれば、ここは一般財源を使わなくても何とかお願いができるだろうと、その部分は、地区への交付金を若干見直していったらどうかと、この2つを、こうリンクしながら、足りない部分をやっていこうと、1年間、やってみないとわかりませんので、とりあえず、各地区にもお願いをしながら、再調査をしながら、そういうところを調整していこうというもので、予算的に40区というお金でまとめて持ったものが、この金額であります。

当然、700万円の予算からすると10分の1程度であって、今までどおりのものができるとは思っていないんですが、そんなことで、どこまでできるかというものを含めて計上させていただいた、こんなことでございます。

○議長  
○9番

ほかに質疑はありませんか。  
(竹沢久美子) 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、村の大きな収入であります地方交付税のことですけれど、この歳入の概要の中にも地方交付税の今年度の方向性ですけど、平成24年度、地方財政の収支見通しの概要によって3,000万円ほど増額、昨年よりしたってということですけど、この金額を計上するに当たっての内部での検討がどのようにされたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、2点目といたしまして、民生費の関係ですが、73ページ——69ページですね、すみません。昨年、6月補正で、県の安心子ども基金の補助金ということで、発達障害やなんかの関係、おひさまクラブの事業費として対応した事業があるわけですけど、今年の中で見ますと、この69ページには発達支援事業が単独で出されている、この295万4,000円っていうのが、これを対応、村単独でやる事業として計上されたのかどうか確認したい。

それから、もう1点、子ども手当の関係ですけど、子ども手当の法改正によりまして、今までの支給が、該当が変わったわけですけど、昨年からの所得税では、もう、昨年1月から、それから、住民税では今年の6月から増税になるようなこともあるわけですよ。そうした中で、この法改正での中川での増減の影響がどのくらいあるのか、それと、あと、子供たちにとって、それと、今回の改正は、子ども手当から給食費とか保育料、そうしたようなものも天引きができるというようなことであるけれど、これは市町村の裁量によるということですが、村としてはどのように考えているか、もう、できれば、そういったことは、やってほしくないんですけど、その辺の見解はどうか、お聞きしたいと思います。

○総務課長

最初に地方交付税の今年度の総額、どのように議論の中で決めたかということでございますが、お話にありまして、また、村長の予算編成に当たっての説明にもありまして、平成24年度の地方財政収支見込みの概要見通しと概要という中で、地方交付税につきましても、前年対比で0.5%増とするという政府の見解、これをもとにしております。その中で、昨年の普通交付税の実質の収入、それから、今年についての見通し、今年度の見通しにつきましても、普通交付税は基準財政需要額と収入額の差ということでございますので、この差に0.5%を新たに加えた、収入額に0.5%を新たに加える中で、1つは、公債費等が順次、計画的にといいですか、減ってきておりますので、こういったことも交付税のマイナス要因として加味をし、いろんな方面から考えた上で決めたものでございます。それと、実際、平成23年度の当初予算と今現在での交付が確定をされてきておりますけれども、この現在までの予算と確定額との乖離が非常に大きいということ等もあわせまして、これらを乖離を減らしていくという中で、新たに3,000万円を追加計上をしていくというふうに考えて計上したものでございます。

○保健福祉課長

発達支援事業であります、平成22年度、23年度と県のほうの補助をいただいて、おひさまクラブという形で事業を実施をしてきました。これが23年度で補助事業が終



わってしまいましたけれども、その保護者等からの要望等もありまして、24年度は単独事業として実施をしていくということで、この69ページのほうに計上をしたところであります。

それから、子ども手当の関係で、保育料につきましては特別徴収ができるということもありますけれども、給食費の関係につきましては、その本人と話をして、了解を得て、その後で天引きをするっていうか、そういう形にはなるかと思っておりますけれども、今のところ、そういうことは考えていません。

また、教育委員会等の関係にもなりますけれども、今の時点では、そういうふうにご考えておりません。

以上であります。

○議長 長 ほか質疑ありませんか。

○4番 (山崎 啓造) 先ほど村長から予算の提案説明をいただきました。その中にですね、地域づくり、村づくり事業、地域自立促進プロジェクト事業っていうんで、アドバイザーを招聘するっていうのがありますね。これ、中川村の将来っていうか、活性化っていうか考えたときには、非常に、これは大事な部分だというふうに思います。

それで、アドバイスをいただくということは、村長のイメージするっていうか、考えている、今後、将来の村の形っていうかは、どんなものを村民は想像したらいいでしょうかね。今、国が、とにかくいい加減な国政をやっていますんで、みんな非常に何か心配していると思うんですが、その辺のところを、ひとつお聞かせをさせていただきたいと思っております。

○村長 きょう、おととい——おとといかな、美しい村連合、美しい村シンポジウムの中でも同じ質問をいただいておりますことと、そこも聞いていただいたかと思っております。それと、ちょっと重複するようなお話になるかもしれませんが、今の、なかなか経済情勢の中でですね、外の資本に期待するということは大変難しい状況があるのではないかと考えています。それと、その経済状況云々ということ以前の問題として、私自身の実感として、中川村の中にはたくさんの魅力とか可能性があるので生かされていないというのは、村長になる以前から、来た当初からずっと感じておったところでございます。それで、とはいえ、それが生かされていないままの状況の中で、高齢化とか担い手不足とかっていうふうな問題が起こっている、かつ、外になかなか頼れないということがございますので、何とか、この我々自身の持っているものを生かすというふうなことを考えていく必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

シンポジウムの中でも申し上げましたけれども、さまざまな新たな動きというもの、いろんなレストラン、おいしいお料理を出す鳥料理のお店とかいうのができてきているというようなことがございますし、いろんな形で、本当に、この間も、理事の皆さん方、村の何箇所か見た中でですね、大変喜んで感激をして帰っていかれました。そういうお料理のこともあるでしょうし、宿泊のこともあるでしょうし、あるいは農家でいろんな体験をするっていうふうなこともあるでしょうし、その中心となるのは、

やっぱり農であり食であるというふうに思いますけど、その中で、この中川で暮らす時間を提供するっていうこと、それについては、本当にいろんなやり方があるし、それぞれの得手な部分を生かした形でできるというふうなことを思っています。

つくっちゃオというふうな形の加工というふうなこともあるでしょうし、そういった中で、まずは、その自分たちが楽しいだけで、そのシンポジウムでも話が出ましたけれども、やっついて、その高齢化が進んでいって、もうやれなくなるから辞めるっていうんではなくて、子供に引き継いでいける、孫に引き継いでいける、あるいは、さらには、ほかの人たち、自分ちの人たち以外の人たちもまねをして——まねっていうか、ああいうふうなやり方もあるんだなということで、そこから学びとって、刺激を受けて、自分も、じゃあ、新しい何かをしようというふうなことで、新しい、その自分なりのやり方で展開をする方が増えてくるというふうなことが広がってくればいいなと、もっと言えば、その中から雇用も生んで、若い人も雇って、ちょっとやれんから、2人でも、ちょっと頼むわっていうふうな形で、そういう形で雇用も生まれてくるというふうなことも広がってくると思いますし、そんな形で、今、村の中で、いろんなお祭りがなされたり、草刈りなんかをみんなでしたりして、お互いに気を遣いながらやっっているというふうな、そういうような地域の共同体といいますか、そういうものが、いたわり合いながら共同作業をして地域を一緒に守っていくというふうな、それからまた、お祭りなんかも一緒に楽しみながらやっっていくというふうな、そういうものが子供、孫の代までずっとつながっていくというふうな、そういうような村になれば、もう、それが最高ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○4番 (山崎 啓造) よくわかりました。

それで、あれですよ、例えば、個人とかね、小さい企業家が、何か自分がことを起こして、じゃあ、設備のちょっと拡大をしたり、新しいことを始めようと思うと、補助金ってなかなかないんですよ。農業者には結構あるんですが、普通の事業者には余りありません。となるとですね、当然のことながら借金をしなくちゃいけない、融資を受ける、そうなるんですね、その人が、例えば1年後、2年後、3年後、きちっとした計画をつくって、1年目には、じゃあ、このくらいの売り上げがあって、利益がこのくらい出ますよとかね、すごい厳しい審査があるわけですよ。それをする上で、みんな努力をする。例えば、この事業は県から補助金とか、そんなのはなかなかないわけですが、個人は、本当、非常に苦労するわけです。だから、このことを予算化してやるにはですね、恐らく、しっかりした、その計画、見通しているのがないとだめだと思うんですね。例えば、2年前、コーディネート事業ありましたが、あれは、何かしり切れトンボになっちゃって、成果が見えたかっていうと、見えていないんですよ。自分には。それで、だれか責任とるのって言ったら、だれもとる人いないわけ、ただし、個人とか小規模事業者は、金は責任をとらなきゃいけないんですよ。だから、その辺の心づもりとか思いというのは、きちんと持って、この事業へ予算

○村 長 　を計上したのか、どうなのか、その辺を、ちょっとお聞かせ願えますか。  
　新たに事業を始める方の決意のことをおっしゃっているんでしょうかというふうに聞いたらいかな。新たに事業を始める方は、当然、最初に何がしかの投資をしなくてはいけないし、これだけの投資をして、こういうことをすれば、これぐらいのリターンがあって、何年後には回収できて、それから先はもうかってくるなというような、当然、そういう経営計画を立てて行われると、行わなければなりません。そしてまた、その際には、この事業に、こういうことに関しては、こういう補助の制度があるから、これを利用できるなというふうなことも組み込みながら、事業計画、何年間かの事業計画を立てるというふうなことが必要になってくるかと思います。

　ただ、なかなか見ていると、村民の方々も、そういうようなきちっとしたものを、先の見通しを立てながらやるというふうなところが、どこから手をつけていいのかわからないなというふうなこともあるかと思いますが、あるいは、計画を立ててみたものの、それが果たして、そのとおりに行くのかなというような不安なんかもあるかと思いますが。サービスの質なんかも、自分がこれがいいと思っていることが、予想している、そのターゲットといいますか、その喜んでくれるだろうと思っている人のニーズとうまく合致していないというふうなこともあるかもしれないと、その辺のところにつきまして、アドバイザーの方は、いろいろと、いろいろ、そういう6次産業化といいますか、農業と観光の連結といいますか、そういったことで、いろいろな日本中での広い事例のことも知ってられるし、いろいろ実績を上げてこられた方でございます。だから、その中で村全体の、こう、一律のことについてもアドバイスをいただくことになるかと、当然、そこもアドバイスいただきたいと思いますけども、個々の事例についても、経営計画、一遍に減歩ができるかどうかわかりませんが、1つずつです、ね、こういうふうなことをやりたい、こういうふうな形のものをつくって売りたい、でも、それは、ちょっと商品の大きさが違うよとか、違うんじゃないとか、パッケージが、もう少し考えたらどうかとかっていうふうなことも含めて、そういう細かいところも含めながら、事業計画についてアドバイスをいただけるものというふうに思っておりますので、その中で、しっかりと手ごたえをつかんでいただいて、まったくノーリスクで、失敗したら、もう、補助金やし、返さんでもいいし、あとは気楽なものじゃというふうな形で事業を始めていただけるというふうなことには、当然、ならないと思いますが、使えるものについては使っていただくながら、返済計画なんかも立てていただきながら、よし、やってやろうというふうな形のものが増えてくるといふふうなことを大変期待をしているということでございます。

○議 長 　ほかに質疑ありませんか。  
　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 　質疑なしと認めます。  
　お諮りいたします。

　ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号までの7議案を議会会議規則第39条の規定により所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。  
　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 　異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成24年度中川村一般会計予算は総務経済委員会及び厚生文教委員会に分割付託します。

　議案第21号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計予算、議案第22号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計予算、議案第23号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計予算は厚生文教委員会に、議案第24号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計予算、議案第25号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計予算、議案第26号 平成24年度中川村水道事業会計予算は総務経済委員会に付託します。

　各常任委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

　これで本日の日程は全部終了しました。

　本日は、これをもって散会といたします。

　ご苦労さまでした。

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

〔午後3時52分 散会〕